

# 令和2年第8回美幌町議会定例会会議録

令和2年9月15日 開会

令和2年9月17日 閉会

令和2年9月16日 第2号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名  
(諸般の報告)

日程第 2 一般質問 1 3 番 松 浦 和 浩 君  
1 2 番 上 杉 晃 央 君  
3 番 大 江 道 男 君  
2 番 稲 垣 淳 一 君  
1 1 番 岡 本 美代子 君

○出席議員

1 番 戸 澤 義 典 君	2 番 稲 垣 淳 一 君
3 番 大 江 道 男 君	4 番 高 橋 秀 明 君
5 番 木 村 利 昭 君	6 番 伊 藤 伸 司 君
7 番 馬 場 博 美 君	8 番 古 舘 繁 夫 君
9 番 藤 原 公 一 君	1 0 番 坂 田 美 栄 子 君
副議長 1 1 番 岡 本 美代子 君	1 2 番 上 杉 晃 央 君
1 3 番 松 浦 和 浩 君	議 長 1 4 番 大 原 昇 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 平 野 浩 司 君 教 育 委 員 会 長 矢 萩 浩 君  
教 育 委 員 会 長

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長 高 崎 利 明 君	総 務 部 長 小 室 保 男 君
民 生 部 長 那 須 清 二 君	経 済 部 長 石 澤 憲 君
建 設 水 道 部 長 川 原 武 志 君	病 院 事 務 長 但 馬 憲 司 君
事 務 連 絡 室 長 志 賀 寿 君	会 計 管 理 者 西 俊 男 君
総 務 主 幹 関 弘 法 君	防 災 危 機 管 理 主 幹 河 端 勲 君
ま ち づ くり 主 幹 佐 々 木 齊 君	政 策 主 幹 後 藤 秀 人 君
財 務 主 幹 中 尾 亘 君	契 約 財 産 主 幹 大 場 正 規 君
税 務 主 幹 片 平 英 樹 君	環 境 生 活 主 幹 渡 辺 靖 行 君
児 童 支 援 主 幹 小 室 秀 隆 君	福 祉 主 幹 影 山 俊 幸 君
健 康 推 進 主 幹 大 場 圭 子 君	農 政 主 幹 田 中 三 智 雄 君
み ら い 農 業 セ ン タ ー 主 幹 午 来 博 君	耕 地 林 務 主 幹 中 沢 浩 喜 君
商 工 観 光 主 幹 多 田 敏 明 君	建 設 主 幹 御 田 順 司 君
施 設 管 理 主 幹 以 頭 隆 志 君	建 築 主 幹 吉 田 善 一 君
水 道 主 幹 石 山 隆 信 君	病 院 総 務 主 幹 菅 敏 郎 君
地 域 医 療 連 携 主 幹 高 山 吉 春 君	事 務 連 絡 室 次 長 横 山 聖 二 君
教 育 部 長 田 村 圭 一 君	学 校 教 育 主 幹 遠 藤 明 君

学校給食主幹 齊藤浩司君  
スポーツ振興主幹 浅野謙司君  
農業委員会事務局長 佐々木鑑仁君

社会教育主幹 松尾まゆみ君  
博物館主幹 鬼丸和幸君  
選挙管理委員会事務局長  
監査委員室長 立花良行君

○議会事務局出席者

事務局 長 遠國 求君  
議事係 長 鶴田 雅規君

次 長 佐藤 和恵君  
議 事 係 新 田 麻美君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから、令和2年第8回美幌町議会定例会、第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番上杉晃央さん、13番松浦和浩さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告をさせます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君）〔登壇〕 それで

は、さきに通告しています大きく三つの質問に入ります。

まず一つ目、地域公共交通計画の策定について。

（1）美幌町の公共交通体制の課題について。

平成20年度に策定した美幌町地域公共交通総合連携計画に基づいて取り組んでいる各種事業の実施状況についてお聞かせ願いたい。

また、法律改正により、新たに策定を予定している地域公共交通計画の重点事項について、現時点での考えがあればお聞かせ願いたい。

大きく二つ目、立地適正化計画の策定について。

（1）立地適正化計画によるコンパクトなまちづくりと、公共交通によるネットワークについてであります。

コンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークの連携による地域公共交通、都市再整備・中心市街地活性化、健康・医療・福祉、子育て支援、都市農業、公共施設再編、住宅政策、学校教育、防災、そして町村間の広域連携等、政策連携への支援措置が講じられる都市マスタープランの新たな計画としての立地適正化計画導入について、策定する考えがあるのかお聞かせ願いたい。

地域公共交通計画についても、この立地適正化計画にて取り組む市町村が多数ありますが、公共交通の拠点となる交通センターの設置も検討してはと考えますが、町長の考えをお聞かせ願いたい。

続いて三つ目、図書館や仲町公営住宅の建て替え計画について。

（1）建て替え計画の検討状況について。

まちづくりの計画として、立地適正化計画に含めた図書館増改築や仲町公営住宅の建て替えも可能と考えますが、町長の考え

をお聞かせ願いたい。

財政運営計画に、図書館は令和2年から、仲町公営住宅は令和5年からと示されています。現在の建設計画の検討状況をお聞かせ願います。

以上三つ、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 松浦議員の御質問に答弁いたします。

地域公共交通計画の策定についてですが、地域公共交通総合連携計画に基づく事業の実施状況であります。現在は同計画を踏まえた美幌町地域公共交通活性化協議会による地域公共交通確保維持改善事業にて、乗合バス、美幌循環線、美幌高校線及び農村地区のデマンド型乗合タクシーの運行を行っております。

平成31年度の乗車人数は、美幌循環線が3万255人、美幌高校線が2,691人、乗合タクシーは1,520人となっております。

地域公共交通計画につきましては、国の地域公共交通調査等事業補助金を活用して、美幌町地域公共交通活性化協議会が令和3年に策定することで準備を進めております。

計画の策定に当たっては、本町の人口の約8割が中心から半径約2キロメートルの市街地域に集中しているコンパクトシティーを生かして、市街地域で定時運行、郊外・農村地域はデマンド型公共交通を基本に、アンケート調査、まちづくりミーティングなどによる意向調査を踏まえて、持続可能な地域公共交通網を確立したいと考えております。

また、現行の循環バスの課題である高校生の下校時におけるバスの運行、JRとの接続、路線及び停留所名称の見直しを計画の策定と併せて行い、利便性の向上を図りたいと考えておりますので、御理解をよろしく願いいたします。

次に、立地適正化計画によるコンパクト

なまちづくりと公共交通によるネットワークについてですが、初めに、立地適正化計画策定についてですが、立地適正化計画は平成26年8月に国土交通省が制度化したものであり、都市計画法を中心とした従来の土地利用計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティー形成に向けた取組を推進しようとするものと認識しております。

この立地適正化計画は、様々な関係施策と連携を図ることが重要であり、総合的に検討することで効果を発揮するものですが、美幌町は、総合計画及び都市計画マスタープランに基づくまちづくりを進めてきた結果、市街地への人口集中と住宅や公共施設等の集約も進んだことから、現在のところ、立地適正化計画を策定する考えはありませんので、御理解をお願いいたします。

次に、公共交通の拠点となる交通センターの設置の検討についてですが、地域公共交通計画は、地域公共交通活性化協議会が、国の地域公共交通調査等事業の補助金を活用して、アンケート及び団体ミーティングなどによる意向調査を踏まえ、持続可能な地域公共交通の実現を目指して策定してまいります。交通センターの設置につきましては、調査結果に基づいて、必要性を考えていくこととなりますので、御理解をお願いいたします。

次に、図書館や仲町公営住宅の建て替え計画についてですが、初めに、立地適正化計画に含めた図書館増改築や仲町公営住宅建て替えの考えにつきましては、立地適正化計画の策定については、さきに答弁しましたとおりであります。図書館及び仲町公営住宅の建て替えに当たっては、第6期美幌町総合計画に基づくまちづくりを基本に、それぞれに関わる計画ごとに施設整備の策定・見直しを行い、建て替えを進めていく考えであります。

次に、図書館建設の検討状況につきまし

ては、新図書館建設の調査研究として、図書館協議会委員による先進図書館への視察を行っており、現在まで、北見市中央図書館、釧路市中央図書館への視察を行ってきたところでもあります。

今年度につきましては、現在、町民1,000人を対象として、美幌町図書館建設に関する町民アンケート調査を実施しているところであり、年内には調査結果をまとめる予定としております。

今後につきましては、図書館建設に関する検討委員会を立ち上げ、町民アンケート等を参考としながら、図書館建設基本構想を策定し、建設に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

また、仲町公営住宅建て替えの検討状況につきましては、平成29年度から令和9年度を計画期間とする公営住宅等長寿命化計画において、建て替えと位置づけておりますが、建て替えの具体的な内容は決定していないところであります。

令和3年度中に、当該計画の中間年となる見直しを行うことから、将来にわたる公営住宅の需要や役割を踏まえ、適切な管理戸数及び整備内容を検討し、建て替え内容を示していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 大きく三つの質問をした中で、今回は随所に立地適正化計画という言葉が出てしまうのですが、国から出ている公共交通計画の素案にも、全国でも始まっている立地適性化計画が上にあるものですから、美幌町でもこの検討がどうなのかと思って、今回は総体的に立地適正化計画を質問しました。

先ほどの回答の中にもありますけれど、二つ目の質問で、これは今、美幌町でつくっている都市マスタープランの最新バージョン、

要するに上書きをするということですから、今あるマスタープランもいつ計画ができて、実行したのかとなると、多分10年以上前、15年ぐらいかと思うのですが、そういう流れで新しいことに取り組むのはどうかという前提で、今回は質問に入れています。

まず、地域公共交通計画の策定の中で、数年間いろんな形で協議していることだと思うのですが、現在、乗合タクシーも含めまして、美幌町で抱えている大きな問題は何なのか。人口減なのか、人の動線が変わったのか、それとも、乗り物に対する考えがこれからどうなるのかという課題解決も含めて、取り組まないといけない検討材料をどのように取り組んできたのか。総体の中で、この公共交通の在り方が問われるのかなと思います。

端的に言うと、今あるバスの運行の流れを若干いじるか、もしくは、動線を変えるかということになるのですが、1番最後に高校生の件も入っていますが、高校生または住民、これから高齢者が免許を戻すという時代がきますけれど、そういう中で美幌町として乗り物の動線について、町長は何が問題で、何が1番の課題か、町長の心の中にあることをぜひここで述べてください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） ただいま、公共交通の問題というか、美幌の状況を見ますと、率直に言うと、私もそうなのですが、高齢化になってきた中で、それぞれの地域からの足、言うならば、私が自分の行きたいところに行くことが、基本的には車社会で移動している状況でありますけれど、なかなかそれができなくなるだろうと考えております。

そういった中でいきますと、当然、高齢の方々に免許の返納をお願いしていく中で、それぞれの居住地域から自分の行きたいところにどうやって行くかということ、

この足をどのように確保するかという手法を考えなければいけないと思っております。

実際に車以外で、町の中に限ってお話しさせていただければ、循環バスがあります。

そうなると、循環バスで考えれば、動線とおっしゃってございましたけれども、本当にそのルートがいいのか。

行きたいというタイミングのことを考えれば、回数とかはどうなのかという、総合的にきちんと考えなければいけないですし、まずは手をかけなければいけない部分でいけば、答弁書にも書いてございますけれども、今走っている中での問題点もきちんと解決しなければいけない部分があるので、そういう意味で、一つの例として、高校生の下校というお話をしましたけれども、そういうこともしっかりやらなければならないと思っております。

それを定時的な一つの循環型にするのか、それとも、人口が密集しているようなところで、エリアが広いところにデマンドというやり方を網走でも実証しようとしています、そういうことになるのか。

ただ、美幌の場合は、デマンドについては、農村地区で希望したときに、ある程度の人が集まって運行している状況であります。

そういうことをトータル的に考える必要があると思っております。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 今、最後に出てきた農村地区のデマンドの関係も有効な作戦でよかったです。

ただ、多く考えれば、町場の人、住宅街に入っている循環バスのルートも平成14年に想定したルートでございます。

そのときの実行メンバーだったものから、紆余曲折がありまして、八の字運行にせざるを得なかった。町長も担当部署に

いてよくわかっていると思うのですけれど、あれから15年たって、改善する時期が来たと私も思っています。

ただ、今回、公共交通の国の指針を見ていると、運行費の半分ぐらい補助金が出るのかなど。それ以外に車両の部分の補助があると思うのですけれど、そういうのも含めて検討となれば、当然、動線プラス車両、本当に大型バスが必要なのか、ノンステップバスの導入が必要なのかとなると思うのです。

そうすると、しつこいようではございますが、公共交通計画に立地計画を入れたほうがお金が出るのかなど、僕はそう思っただけで、その分で町で持っている委託しているバスもありますけれど、ルートよりバスの現物、車両そのものをどのようにこれから考えるのかお尋ねします。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（佐々木齊君） ただいま松浦議員から、車両の更新の話などが出ましたけれど、今回、地域公共交通計画を策定すると、先ほど、議員もおっしゃられました運行経費に対する不足分の補助だとか、それから車両の更新に対する補助もございます。計画の策定の中で、交通事業者もメンバーに入っておりますので、更新時期なども含めて考えていきますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 今、循環バスは大型バスを使っていて、住宅街で不向きと苦情も聞いています。そうしますと、バスの大きさによって運行する場所も変わりますので、両方の考えです。ルートの考えとバスの大きさと、あとは郊外からどうするかとこの三つしかないのですけれど、逆に運転手の確保は、今いる運転手の確保が可能なのか、高齢化になると、また厳しいと思いますけれど、何より動かすバスの大きさを想定してかかるのか、ルート

を想定するのか、早くやらなければバスもだんだん古くなる。そして、高齢の方の病院などに行く人の有効利用のために、もっと使い勝手がよいものがほしいというのですけれど、まず運行時間が限られているものですから、それをどうやって解決するかが1番課題かと思うのです。

ですから、バスが2台のところを3台にする。もしくは、八の字をやめて一方通行にするとなりますと、そんなに簡単に答えが出るものではないのかなと。

逆に言えば、各自治会の方、もしくは高齢の方が病院に行く、買い物に行くというどれを優先にするのかというのがありますけれど、まずは病院に行くルートの確保が先かなと。

そうすると、計画の中に各自治会の方々の意見を策定委員会の中で、自治会長というわけではないですけど、そういう方々の意見を入れることは想定しているでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） ただいま、様々な御指摘をいただきました。

地域の公共交通を将来にわたってしっかり確保していくのは、当然、町民の皆様が安心して暮らすためには喫緊の課題であります。

御指摘のとおり、協議会がございますので、その協議会の中で計画の策定に向けて作業を進めていくこととなりますけれども、協議会のメンバーには、交通事業者を初め、関係者の皆様、さらには、利用者の皆様も入っていただきます。

その中でしっかりと議論を重ねていくのですけれども、当然、様々な意見を取り入れるために各種アンケート、あるいは、利用が1番多い高校生の皆さんの声ですとか、地域の自治会の皆様の意見もいただいた中で、課題の解決に向けていきたいと思っております。

先日も交通事業者の皆様と意見交換をさ

せてもらったのですけれども、先ほど松浦議員も御心配されていたとおり、事業者としては運転手の確保も非常に厳しい。お話を聞くと、人口減少が進んでおりますので、当然比例して利用者も減っている。さらには、今、コロナ禍で極めて厳しい経営環境に置かれているということで、運転手をしっかり確保して、事業者として安定的に交通サービスを確保するというのも非常に悩んでいるという声もいただいております。

そういった部分で、行政として何かできることはないのか、そういった視点でも協議を重ねて、実効性のある計画にしたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） コロナ禍で運送関係は相当ダメージが大きい。当然給料も上がりませんから、そういうのを見ると各種運送関係も運転手不足で、昨年も議会でも言いましたけれど、農業関係のトラックも大型化して運転手を減らし、逆に効率化を図る。そうするとますます運転手が少ないですから、経験者の確保が厳しくなってくるということが起きるのかなと。

こういう公共という形での運行計画があるのであれば、私はこういう作業に携わる運転手を含めて、公共でしっかりと職場の確保、地位の確保、その職種の確保を町民に対して、運転手というよりも地域をきちんと守ってくれる人という認識を上げるのも筋かと思うのです。

それも含めて、せつかくこの計画の中で補助金、そして、助成金が出るのであれば、早めの対策、検討に入るのがいいのかなと思うのです。

一つ聞きたいのが、先ほどの高校生の話ですけれど、北見の男女共学になった私立高校が、駅までバスで迎えに来ていますけれど、私立高校だからバスが運行できるの

かというところに疑問があるのです。

そうであれば、美幌町でも循環バスではなくても美幌高校への直結バスを1台出せばいいのかなと。

そのぐらいの考えがあってもいいのかなと思うのですが、これは、考えることが無理なのか、無理でないのか、お願いします。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（佐々木齊君） 高校のバスの話が出ましたので、基本的な考え方、課題として考えている部分についてお話しさせていただきたいと思うのですが、現在、美幌高校に通学する生徒につきましては、美幌高校線というバスがございます。

このバスが、駅前から出まして、みどり橋通り、旧国道です。それから、北洋銀行のところを左に曲がって、役場のところを通過して高校に行くという1路線しかないのが現状となっております。

これに乗って町内に住んでいる高校生が高校に行けるかという、足りないと考えているところでございます。

また、高校生が4時ぐらいに学校が終わりまして、すぐ帰る生徒、部活・生徒会活動など、いろいろあって帰るのを確認すると、それに対応するバスがないというのが正直なところでございます。

それで、公共交通として、路線として高校生が乗車できるような形で、先ほど議員もルートのお話をさせていただきましたけれど、ルート、時間帯も含めて考えていきたいというのが現在の考えでありますので、高校直結という話ではないですが、公共交通として、高校生の利便性も向上させたいと考えているということで御理解をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） どのルートを通るのではなくて、高校専用のバスは想定で

きるのか、できないのか。

お願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、お話があった公共交通という視点とは全く別な御質問だと思っています。

ですから、美幌高校のためにバスを用意できるか、要は通学のためにということであれば、それは一つの自治体の判断として、そういうものを運行しますということは可能だと私は思っています。

先ほど、担当からも話しましたが、私も、私立高校が行っている部分において、隣町から来ている私立高校のバスがそれぞれの生徒の家を回っているということではなくて、私が聞いているのは、駅に生徒が来てくれれば、そこから連れていきますということでありまして、例えば、美幌高校を見たときに、一つのルートを決めて、公共交通として、生徒が通っている部分をやっていて、私どもはそれをしっかりやりたいということですので、できるかできないかということを問われたときは、可能だと思うのですが、一歩進んでやるかという、今のところそこまで踏み込む予定は考えていないというのが結論でございます。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 難儀な大きな問題もありますので、美幌高校だけに限るのはきついのかなと。循環バスを含めて、どこかのためだけにやると、どうしても予算の歪みも出てきます。何かを集約しないといけない。そうすると、運行計画だとか、バスの償却費、何かを削らないといけないのかなと。

そこに高校生の通学も入ってくると、町場の中の循環バスの乗り降りする時間帯と、高校生の部活の時間帯を考えると、時間のずれもある。

当然、JRの運行がどうなるかもわから

ない状態ですから、いち早く高校バスについても検討は必要なのかなと心の中の隅にあるものですから質問しました。

公共交通の関係の最後ですけれど、推定で何年に計画が終わって、どのぐらいから着手できるようなイメージで考えたのか、お願いします。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（佐々木齊君） 現在の計画の策定についての考えでございますが、国の補助事業に応募しておりまして、早ければ今月末に交付決定が受けられます。

その後、調査等事業ということで、アンケート調査だとか、まちづくりミーティングだとか、本年度は調査を実施し、その調査を踏まえまして、来年度に計画の策定をして、早く着工できるものについては、早ければ来年度にも取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） ぜひ早くできればいいなと思っておりますので、期待しています。

それでは、二つ目の大きな質問に入ります。

立地計画は、多くの方が目を通しているものではないものですから、質問がしにくいですが、この立地計画が平成26年に設置されたとき、僕は町会議員ではなかったものですから、昨年春に戻ったときに、計画についての審議なり、検討会議がどうなのかと思ったら、そういう部分でなく、取扱いをしないことになったと聞いたものですから、平野町長はこの計画そのものを、前回の審議会にいたかどうかかわからないですけれど、僕は計画をひもといていかと思ったものですから、これは、今すぐ適応する考えはないとなっていますけれど、これをひもとくことも可能だと思うの

ですけれど、その辺はどうなのでしょう

か。

○議長（大原 昇君） 町長。  
○町長（平野浩司君） 今回答弁させていただいた部分においては、前任の町長るときからこの計画はつくりたくないというお話をした中で、私もそういう話はお聞きしました。

答弁書にも書いてありますけれど、これを町としてつくる必要性を考えた場合には、今回の改正の中で、議員が御存じのとおり、これからの高齢社会を見た中において、コンパクトシティをという話、それを美幌町に置き換えたときに、そういう状況になっていないかどうか。先ほど言った、2キロメートル以内である程度集中されている部分がというときに、この計画をつくって、これに起因する補助制度があって、計画することで適用されるものがたくさんあるということであれば、やはりそれも検討の部分だと思っています。

今、美幌町にある都市計画マスタープランについては、当然、見直しをしなければいけないというか、これも内部で話したのですけれども、今の計画が第5期総合計画に準拠してつくって、今は第6期ですから、ずれの部分の修正をしなければいけないという話をしています。

そういった中でいけば、この計画の中に定例的な計画の見直しということにおいては、総合計画が変わったときは整合性を取ります。そのときに、もしかしたら道の指導等で、要は新たな計画を莫大なお金をかけてつくるということではなくて、先ほど、議員がおっしゃった、計画を上乗せする、置き換えることのアドバイスを受けるかもしれません。その中でどうするかという考え方は今後出てくるかもしれないと今の段階では思っております。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 美幌町のまちづ

くりの関係で、平成14年ぐらいから始まった住マス、都市マス計画、そして活性化計画も含めまして相当古いものになった。その中で、まちづくり交付金の対象に美幌町はなかなかならない。商業界の激減と、人口の流れと、交通の動態が変わったものですから。

そうすると、これに代わる補助金の中で一番大きいのは、コンパクトシティー補助金かなど。それ以外に別の補助金もありますけれど、国交省で言うところの順番がその順番なものですから、我々議会も何年間も調査をしていますけれど、中心市街地活性化計画が平成26年に10年の期限が終了後、大きく商業ゾーンの見直し計画についての論議が私は出ていると思わないです。

それは行政が先なのか、事業者が先なのかわかりません。

ただ、商業ゾーンの在り方について今後検討に入ることがあるのであれば、どういう補助金があるのかと思って、調べて出てきたのがこのコンパクトシティー補助金だったのです。

それ以外の制度的な細かい資金もあると思いますけれど、たまたまこの中で、マスタープランの最適化・上書きということが載っていたものですから、美幌町にとってもそろそろ時期なのかと。

コンパクトシティー補助金も申請の1年後に補助金が出るぐらい早いもので、まち交と同じぐらいの補助率だったものですから、取り組んだらいいのかなど。

ただ一つ言えるのは、商店街の中での新しい取組そのものの考え方が、今どういう形で商業ゾーンの見直しに入るのかが見えていないですから、逆に言えば、町長部局、町長も含めまして、商店街・商業ゾーンの見直しについてどういうふうに考えているのか。

当時はまちづくり交付金だとかありましたけれど、今それを含めて、商業ゾーンに

ついて見直す計画があるのか、それとも違うものを考えるのか、その辺の考えが一つだけでもいいですから、町長の中で述べるがありましたら、ぜひお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回の質問の中において、この計画に基づいてということになった場合に、先ほど言いましたとおり、計画を盛り込むことによってどういう補助金をいただけるかと考えたときに、御質問があった商業地区をどうするかという方向性を出さなければなかなか難しいと思っております。

正直言って、当時私も議員も中心市街地活性化計画をやって、その経過として、私も経済部長で関わった中で、どうしていかなかったかなかなか見えなかったです。

ですから、町がやるもの、民間がやるもの、それから、中心市街地という概念が、私は当時、皆さんと何か大きな器を一つつくって、それが中心市街地だというような意見もあったときに、そうではない商店街、町並みとは何かと問いかけていました。

今も私の中では、街並みということのきちんとした整理が、正直言ってそこまでできていないという状況であります。

ただ、町の中を歩いていて、大通りはこれでいいのかと、それはすごく強く思っています。だから、イコール商店街の集積ということではなくて、うまく言えないですけども。

ですから、今回の立地適正化法というのは、例えば住居地域とか、商業地域ということに基づいて、どうするかということに基づいている中で、今回私どもでマスタープランに基づいて、用途区域を定めながら、それなりの許容を求めながら、許容範囲があってそれぞれ点在している部分も否定するわけでもないので、話が長くなって申し訳ございませんけれども、今の商店街というところで、こんなふうにした

いとか、この頃うっすらとこれは自分が町長にさせていただいた以上は、しっかり結論を出していかなければいけないと思っている状況ではあります。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 今回は、当時の中心市街地活性化計画のおさらいではないですけど、あれだけ難しいことをやろうと思って、できたことの一部が成功したこともあるのかなと。

ただ、残っている部分については、商業ゾーンという意味合いが希薄になってしまっている。

これが本当に住民生活に影響があるのか、ないのかの検討もどこかでする時期が来ると思います。

ただ、公共交通のネットワークということで、国で出てきている話題が大きいものですから、北海道も昔は、車が少ない時はみんな歩いて、高校だってみんな歩いたではないですか。それが生活が車中心になってきたおかげで、車、車、車。今度は車が運転できない、バスだ、ハイヤーだと。

要するに、自分が運転しない車の導入を希望するのです。今までは歩いた。

でも免許をとったら運転ができる。でも今度は車に乗れないから、何か公助が必要だとなると、やはりそれは人間の希望、欲、体調もありますけれど、時代がそうなるのかなと。

そうすると、先ほど言った、道路が狭いから大きいバスが行けない。だったら、バス路線を変えたらどうだ、もしくは道路を大きくしたらどうだという案も出てくるのかなと。これが、平成25年ぐらいにやったモバイルシティー計画です。

この引き継ぎが公共交通の新しい運行計画、高度化の計画もあって、平成二十二、三年にできたモバイルの関係は、まだ変わっていないと思いますので、ぜひ交通網と商店街を含めた、住宅街のことについて

も、検討に入らないといけない時期になりましたら、積極的にいち早く取り組んでもらいたいと思います。

関連になりますので、3番目に入ります。

図書館と仲町公営住宅に入ります。

図書館については、昨年9月の大江議員の質問にも、実施計画の中で先に取り組むという回答をもらいまして、あれから1年。

総務文教厚生常任委員会ではないものですから、その後、経過等の説明も聞いていなかったものですから、今回ちょうど1年たっているのでもいいのかなと質問します。

この計画は、財政計画だとか、総合計画の中で出てくるのが、図書館は平成32年、仲町公住は平成35年、これを置き換えると、図書館が令和2年、仲町公住は令和5年という形で動き出すとなったものですから、もう令和2年ですから、そろそろ図書館の声が上がるのかなと。

図書館については、いろんな市町村がいろんな取組をしているのですが、我が町の図書館の在り方について、大きく何を目玉、何を想定した施設にするのか。

要するに、図書館だけなのか、生涯学習なのか、子供の教育なのか、それとも、これから変わるコンピューターも含めた新しい考え方の図書館機能なのか。

そこを生涯学習の機能としてどこまで発展させるのかという単純な図書館と、あとは、一般の人に通ってもらえる施設、要するに、読んだり、ゆっくりする施設の部分に重点を置くのか、それとも複合的に行くのかということもありますけれど、予算上では結構な予算金額の想定がされているのです。図書館については、決定ではないと思うのですが、図書館建設事業は12億円。

町民会館と同じぐらいの金額ですけれど、それだけ大きい図書館が必要なのか。それとも、用地の買収が出てくるのかとい

うところもあるのですけれど、図書館の建て替えに対して、現在、行政が考えている一端があればお聞かせ願います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまお尋ねございました図書館の関係でございますが、1回目の答弁でお答え申し上げましたように、現在、町民の方1,000名を対象としたアンケートを取っている状況でございます。こちらにつきましては、年内には調査結果がまとまる見込みでございます。

また、このアンケートの中には、図書館にどんな機能を求めるか、どんな機能を持たせるか等々についても盛り込んでいるところでございます。

せんだって総務文教厚生常任委員会からも委員会報告がございましたように、複合施設、これについても併せて今後検討していきたい。そのように思っているところでございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 僕も若いときに、釧路の図書館に結構行ったほうですから、やはり居心地のいい雰囲気のところは多くの人が集まって、釧路は座るところがなくて、土曜日に行ったら満杯ですから、平日に行けるときはよかったですけれど、人気が出るとスペースがあっという間になくなるものですから、それを考えると、美幌町の図書館は2階にスペースがあって、中学生・高校生の勉強する人もいたのですけれど、もう既に狭い門となっている。

しゃきっとプラザを使って勉強する子もいるし、空きスペースを使っている子もいますので、逆に言えば、図書館という蔵書を置くスペースより、多くいろんな形で利用するスペースが必要となれば、今の図書館の場所では相当厳しいのかなと。ただ、役場の本庁舎を建て直すことによって、不要な建物が出た場合、その道路を潰せば土

地は大きく使えるのかなと。

町場に近いということしていくのか、それとも課題になっている商店街ゾーンに移動するのか、もっと郊外で大きいものをつくるのかとなると思うのですが、僕は場所のことより、どのような用途・機能を持ったものが、図書館、そして公共のお金で建てるものについては、無駄がない投資が必要なのかなと。

図書館だけでやるよりは、機能をつけたらどうだ、この土地があるのであれば有効活用するためにはこうすると。そうであれば、年度がだんだん限られてきますので、その辺を具体的に、図書館を利用する方だけの考えでいくのか、それとも町全体で言うバランスでいくのか、あとは、これからの高齢者が行きやすくすることが必要なのか、小中高の方々に利用してもらう場所が必要なのかといろんな形ですけれど、その辺で何か検討していることがあれば、お答えください。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまの図書館の検討の関係でございますが、私ども教育委員会といたしまして、今後、図書館建設に向けた検討委員会の設置を考えているところでございます。

この検討委員会につきましては、現在の図書館協議会の委員がでございます。このほかに、若干公募だとか、そういったことも視野に入れた中で考えていきたいと思うところでございます。

議員おっしゃるように、まず公共施設として、図書館は現在も非常に多くの方に利用いただいております。

その中には、小さなお子さんから、小学校から帰って自転車で来るお子さんもいれば、お年寄りの方で歩いて来られる方もいます。

そういった多くの方に、今後新しい図書館になっても利用いただける立地も含めて、どのような方向がいいのかということ

をしっかりと検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 残り10分ぐらいになりましたので、また図書館に戻りませうけれど、仲町公営住宅の建て替えが表に出てきていまして、仲町公営住宅も結構古くなってきたと思っていますけれど、あそこにある土地の中で建て替えるのか、どうするのかという公営住宅の建築の考え方です。

高層なのか、低層なのか、それとも郊外型で行くのか、町なか型で行くのか。それも含めて、さっき言った公共交通との絡みも出てきます。

仲町公住は国保病院が近いですから、高齢者にとってはいいのかなと。ただ、それだけで場所の設定が必要なのかというのも僕もわかりません。

仲町公営住宅の戸数と建築金額から追って、たしか、図書館が12億円で仲町公住が14億ぐらいで見ているのですが、今の戸数と大きさを旭公住のときの建築費で見ると金額が少ないのかなと。仲町公住を旭公住と同じくつくったら14億円では足りない。計算すると足りないと思うのです。

そうであれば、美幌町の公営住宅は戸数が686戸あって、美園公住がこれから用途廃止に向かうということになって、そこにもまだ多くの方が住んでいて、空き家も四十何件ある。美園公営住宅を、今後いつ廃止にするのかというのも仲町公営住宅の建て替えの戸数に合わせていくのかなと。

その辺のシナリオというか、これが令和3年に中間で公営住宅の検討の時期と聞いていますので、そうすると仲町公住だけでなく、美園公営住宅も絡む。または、商店街の一部から昔みたいに借上げ公営住宅の要望等もうわさに出ているのかなと思いますので、その辺で仲町公営住宅の建て替え

のときに、美園公住は手つかずでいくのか、そこだけ先に回答をお願いします。

○議長（大原 昇君） 建築主幹。

○建築主幹（吉田善一君） ただいまの質問にお答えいたします。

仲町公営住宅の建て替えについてでございますが、本町の住宅施策の基本的な指針を示しております住生活基本計画と公営住宅等長寿命化計画において、現在の全体の管理戸数879戸を計画最終年の目標として741戸に想定しております。

このことから、仲町公住の管理戸数を現在の80戸から60戸に想定し試算した形で、財政運営計画に記載しているところであります。

先ほど答弁しましたとおり、令和3年度中に公営住宅等長寿命化計画の見直しを行いますので、その中で、今お話がありました美園団地の管理についても検討していかなければと考えているところでございますが、美園団地については現在の入居者がいますので、引き続き維持管理という形で取り組んでいこうと考えているところであります。仲町公営住宅については、現在の場所に建て替える方向で考えていること、あと、管理戸数の見直し、間取りの構成、何階建てにしていくかなどについては、今後計画の見直しの中で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 公営住宅も町の財産としてあるように、建て替えの年度が来るのは当たり前かと思えます。

ただ、美幌町以外の周りの町を見ると、高層ではなくて、低層の公営住宅が住みやすい。コミュニティーもすごくいいと。

僕の知り合いの方で、昔は旭公住に住んでいて、家のベランダに上がると気持ちよかったけれど、高層になったら庭が目前にない。新しくなったけれど、何か寂しい

と。

あと、長年低層に住んでいた時は、ドアが板で木だったものですから、旭公住に移ったときに、鉄のドアで非常に重苦しいと。

一旦住んでいる経験のある方が違うところに住むときは相当動きがあるのかなと。木が鉄になったり、1階が2階になったり、今回、仲町公営住宅も同じようなことが起きないか。仲町公営住宅はドアが鉄ですからいいのかなと。ただ、やはり、鉄より木造のほうがいいのかなと考えてしまうのです。

残念ながら、僕も公住には住んだことがないから一言には言えませんが、やはり環境です。入ったときに壁が出ない、そして空気の循環もいい、木のぬくもりもあると、旭公住はコンクリートで打ち込むということの一点張りで、今後のことを考えてコンクリートとなりましたけれど、そのとき、ほかの町村は全部低層の平屋住宅の公営住宅にして環境に配慮した。

ですから、仲町のときはぜひそういう生活環境の部分に考慮するとなれば、どういう建築設計でいくのか。その辺の検討も、いつから始まるのか、お願いします。

いつから始まるのか。

○議長（大原 昇君） 建築主幹。

○建築主幹（吉田善一君） 御質問にお答えします。

検討の時期ですけれども、答弁の繰り返しになってしまいますが、公営住宅等長寿命化計画の見直しを令和3年度中というところで答弁させていただいております。

それは、令和3年度が始まったというよりは、今これから令和3年度中に適切な計画が立てられるように検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 図書館も仲町公

住も今は令和2年ですから、これでいくと令和4年には方向性が出ていると思うのです。

ただ、仲町公住は令和5年と書いていますから何とも言えませんが、これは決して嫌な質問をするわけではなく、町長に一言だけお願いしたいのですけれど、仲町公住も図書館の計画も令和5年3月、要するに、令和5年4月に統一選挙がありますけれど、その選挙の材料には使うことはないと思うのですけれど、町長もその前に決着をつける心構えがあるかどうかだけ最後にお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 選挙の材料には使わないというお約束はしたいと思っています。

公営住宅について、仲町も含めて、見直しをしていくということで、戸数とか将来どうするかということで、今いろんなことを提案していただいたことを、そのときには、直接どうするという建設の時期を定めた中で、どうするこうするというふうになると思っています。

私も当時まだ若いときに、松浦議員の言ったように、なぜ美幌みたいに土地があるところで中層化して、4階建てにするんだと非常に騒いだ時期があります。

当時そういう本も出ていましたし、コミュニティを形成するためには、なるべく高層にしない、低層でやるのが、毎日朝出たときに、人との地域コミュニティをしっかりと維持できるということがあって、私もそれは今でも思っております。

また、図書館については、大江議員からの質問の中において、私の任期中に方向性というよりも、いつ建てるかということをはっきりさせる、そういう準備を着々と担当の教育委員会でやっておりますので、これはしっかり決着はつける考えでおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さ

ん。

○13番（松浦和浩君） 一つ目の公共交通と公営住宅、図書館につきましては、ぜひ使い勝手がよくて、生活環境に合ったものが、我々議員団に示されることを期待して、希望して待っていますので、よろしくをお願いします。

それでは質問を終わります。

○議長（大原 昇君） これで、13番松浦和浩さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君）〔登壇〕 さきに通告しました、宿泊施設誘致条例の制定について質問いたしたいと思えます。

平成30年9月に、私はホテル誘致の取組について質問させていただきました。

町内の宿泊施設が少ないのが最大の課題と認識されていましたが、極めて残念なことに美幌グランドホテルが令和2年5月末で48年の歴史を閉じ、廃業となりました。前回の質問以降、町としての取組状況をお聞かせください。

新型コロナウイルスの発生により、2020年東京オリンピック・パラリンピックの1年延期、全国的な緊急事態宣言などにより、経済活動や観光を取り巻く環境は未曾有の危機に追い込まれております。

こうした状況の中、宿泊施設誘致の取組は厳しいとは思いますが、宿泊施設の果たす役割と美幌グランドホテル廃業によって生じた影響をどのように認識されているのか、また、町として本腰で宿泊施設誘致に乗り出すためには、多様な財政支援を盛り込んだ宿泊施設誘致条例を制定し、経済界

と連携した誘致活動を積極的に展開すべきと考えますが、条例制定に対する考え方や今後の誘致対策についてお尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 上杉議員の御質問に答弁いたします。

宿泊施設の誘致について。

宿泊施設誘致条例制定についてであります。美幌グランドホテルは町内最大の宿泊室数を誇る施設として長年営業を続けていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、5月末に閉館いたしました。

長年の間、美幌町における多くの宿泊客の受入れに対応していただいたことに、心から感謝申し上げたいところであります。

初めに、前回の議員からの御質問以降の取組状況であります。誘致についての具体的な取組については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、進んでいないのが現状であります。

その間、宿泊施設とは言えないものの、昨年7月、峠の湯びほろにRVパークを開設し、観光客の宿泊受入れの一助となっているものと考えております。

また、今年8月には民間による民泊施設1件がスタートしたとお聞きしております。

次に、宿泊施設の果たす役割と美幌グランドホテル廃業による影響についてであります。宿泊施設は単に宿泊していただくだけではなく、飲食業や小売業、交通事業など、多事業に関わりがあることや、ビジネスの場にも及んでいることから、町の経済に大きな影響を与えていると考えられ、早期の宿泊施設確保は必要なものと認識しております。

宿泊施設の確保については、町が直接建設することは考えておりませんが、長期化が予想される新型コロナウイルス感染症の影響の推移を見ながら時期を定め、御提案

いただいた宿泊施設誘致条例のほか、有効な支援の手法などについて、今後も、研究・検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 美幌グランドホテルの閉館は、町にとって本当に大きな打撃となりました。

宿泊施設としてはもちろんでございますが、各種会合や懇親会、イベント、ラグビー合宿、展示会など多方面で利用されており、町民の皆さんから大変愛用されておりました。

私ごとでございますが、ペタンクでも北の大地の大会の交流懇親会場として三十数年利用させていただき、来年以降、道内道外のペタンクの仲間との交流の場がなくなったことは、極めて残念に感じているところであります。

先ほどの答弁で、この間の誘致の取組が新型コロナウイルスの影響でなかなかできなかったこと、こういった事情は私もやむを得ないと判断してございます。

答弁にありました昨年7月スタートした峠の湯RVパークの利用状況についてお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 商工観光主幹。

○商工観光主幹（多田敏明君） 御質問の峠の湯びほろのRVパークの利用状況でありますけれども、昨年7月1日にオープンしております、昨年度7月から11月まで合計の車の台数でありますけれども、93台が利用しております。

今年度につきましては、4月25日オープン予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響がありまして、6月からスタートしております。

6月から9月6日までの台数でありますけれども、81台の状況となっております。

す。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） コロナウイルスの関係がありまして、今年は利用が6月になったことはやむを得ないことだと思います。

私も時々、峠の湯を利用するときに、毎回夜に行きますので、キャンピングカーが数台止まっているということで、これも一つの有効な施設かと思っております。

町は、RVパークのほかに、これも私は以前質問いたしましたけれども、グランピングの取組についても、経済界と併せて調査・研究したいということでしたが、コロナのいろんなことがあります、町としてその後の検討状況についてどのようになっていたのかお知らせさせていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 商工観光主幹。

○商工観光主幹（多田敏明君） 峠の湯で実証実験としまして実施してございましたけれども、その取組1回限りでありまして、その後は取り組んでいないという状況であります。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） グランピングも取組をしたということですが、その後続いていないというのは、コロナだけの影響なのか、私もいろいろグランピングを調べましたけれども、全国の中でそれらを有効に活用して、観光や集客、活性化に取り組んでいるところもありますが、現在地が問題なのか、それともコロナが大きな影響だったのか、その辺の取組がその後続いていない原因についてお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 商工観光主幹。

○商工観光主幹（多田敏明君） 1年実施した結果、様々な課題が見えたと思っておりますので、もう一度仕切り直して検討するとい

うことで、終了しております。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） グランピングもいろいろ調べてみると、もちろんお金のかかることですが、コンサルティングなどをして成功事例だとか、そういうところいろいろやったりすることができると思いますが、美幌町の中で、今主幹が課題と述べられておりましたけれども、1回実証した中で、難しさとしてどんなことがグランピングの中では考えられていたのか、その辺を御説明いただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 商工観光主幹。

○商工観光主幹（多田敏明君） 金額的なこととかを積算等しておりませんが、やはり、設置場所についてもあります。また、費用対効果ももう一度再考しなければならぬこともありまして、今後検討が必要という結果であります。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） どの程度の規模でグランピングをやるかによっても変わってきますけれども、現在の峠の湯の元のパークゴルフ場の利用していないところで、もちろんあのスペースでもやろうと思えば、一定の箇所数はできると思えますが、本格的にやるとしたら、やはり広い場所で、ゆったりしたスペースが必要だと思いますし、費用対効果という部分で、全国的な取組で誘致して成功したところもあるし、うまくいかない事例なども調べると出てきますので、ぜひグランピングの問題も検証したということですので、今後、経済界などとも連携しながら、さらに掘り下げていただいた中で、美幌町として一定の方向性を出すべきだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、グランピングの話をしていただきました。

担当から峠の湯でやった部分において、問題点といえば、費用対効果、それから場所の問題という話をいたしました。

確かに、コロナ禍においてキャンプが見直された中で、その形態として注目されることになり、今回はどの規模でやるか、グランピングはこんなイメージだということを皆さんに知ってもらうための実証と私は捉えております。

そういう意味から、皆さんがそれをよしとしたときに、例えば、ある程度の数をどこかに、上杉議員が御指摘したとおりにつくった場合に、効果があるかどうかはきちんと検証しなければいけないと思っております。その中で一番つらいのが、寒冷地なので、北海道は雪が降るといふ部分、これを設備としてクリアしなければいけない。要は、4シーズン全部使えれば、本州では非常に人気を博している部分があるのですけれど、その問題と、それとグランピングの施設をつくるだけでなく、それに付随する何かそこで楽しめるものを一緒にプラスするというのを考えなければならぬというこの2点を、しっかり美幌町も検証したいと思っております。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 私が見た事例では、本州でも冬の間、北海道のように積雪寒冷地ではない、もちろん冬の時期は気温も下がりますけれども、平野町長の認識のように、夏場はいいにしても、冬の間をどうやって有効活用するかという意味では、先ほど言った費用対効果という部分でグランピングが果たして美幌町に適しているかどうか、今のコロナ禍では、やはり屋外型のグランピングというのは、本州方面を中心に都市部の人の利用が多いということを知っておりますが、今言ったような課題を含めて、ぜひ可能性について検討いただいて、一定の方向で方針が出されれば、またその辺のことはしっかり聞きたい

と思います。

次に、答弁の中で、本年8月に民間による民泊施設1件がスタートしたということですが、私も地元紙で読んだ記憶がありますが、その概要についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 商工観光主幹。

○商工観光主幹（多田敏明君） 民泊でありますけれども、先月、8月19日にレジデンス宮田様の3部屋を改修しましてオープンしているということであります。

1部屋の定員は4人と聞いておりますので、合計12人まで使用可能と聞いております。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 3室オープンしたということですが、1泊当たりどれぐらいの費用で利用できるのか、その辺の情報があればお知らせください。

○議長（大原 昇君） 商工観光主幹。

○商工観光主幹（多田敏明君） 申し訳ありません。金額は確認しておりませんでした。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 議会が終わってからでもよろしいので、後ほど情報として提供いただきたいと思います。

現在、美幌グランドホテルの解体工事が進んでおりますけれども、町長に解体終了後の跡地事業について、会社側からこんな考え方でいるとか、あるいは会議所を通じて利用情報について、もし知り得る情報がありましたら、お知らせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 最後にオーナーとお会いしたときには、今のホテルを解体して、売却して終了したいという話を聞いております。

その後、町で何か利用するのであれば、

お使いいただければと、当然有償という意味ですけれども、そういうお話まではいただいて、それで終わっております。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） いずれにしても、町なかで、どのような目的で施設を建てるかによって、あの面積で有効かどうかということが変わってきますけれども、有効な空き地になるという意味で、今後、行政も何か活用方法があれば、いろいろ検討はすると思うのですが、木村議員も宿泊施設の関係で昨日質問しておりましたけれども、美幌グランドホテルの閉館による影響は、先ほど質問したように大きいものがあります。

特に、宿泊業は多くの業種と経済的な関連がありましたので、町内経済に与える影響も大きいものがあるということでございます。

それで、平成30年9月に私がLCCの問題やホテル誘致ということで質問した際に、茨城県坂東市のビジネスホテルグリーンコア坂東という、これを誘致した事例を紹介させていただきました。

建設用地を10年間無償提供する。あるいは、固定資産税と下水道料も10年間免除するという優遇措置に取り組んでいましたという紹介をさせていただきましたが、当時、土谷町長の答弁の中で、課税免除や下水道使用料の免除、ふるさと誘致などもあるので、この問題について決意を持って取り組みたいと答えておりました。

町長が代わられて、平成30年ですからどのような引き継ぎがあったのかわかりませんが、町として、その後こうした誘致事例の調査など、これまでの間で何か調べていたのかどうか、その辺の取組状況があればお知らせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今御質問の上杉議員が平成30年に質問された内容について

は、議事録を読ませていただきました。

御質問のその後の動きでありますけれども、私は町長にさせていただいて、すぐにグランドホテルは今後どうするかと、私の公約の中で、要は美幌に滞在する方々の数を増やすための施設を増やしたいということをおっしゃっていました。

その中の解決しなければならない部分でいけば、グランドホテルとの関わりをどうするかということがあって、そういう状況の中で、次の年にコロナ禍になった段階で、閉館されるということでありましたので、原課にはいろいろ調べてほしいと言っているのですけれども、具体的にこういう状況の報告までは上がってきておりません。

ただ、私としてはかなりいろいろと調べて、上杉議員にお渡しするような資料ではないのですけれども、道内のいろいろな事例は出させていただいておりますし、あとは、例えばグランドホテルと同規模であればというのは原課でも試算したりとか、そういう作業はさせていただいているところであります。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） これは美幌と全く環境立地が違うところですが、坂東市の取組はなかなかユニークな取組だということで、平成30年に照会させていただきました。

その後、この質問をするに当たって、私は独自に誘致の取組状況を調査してみましたが、優遇措置としましては、建設用地の無償提供であるとか、あるいは、ホテル側が用地を賃貸した場合の賃貸料の助成、それから、建設費の一部助成をすとか、固定資産税・都市計画税の免除、上下水道料の免除、あるいは新たに雇用する場合については、雇用に対する奨励金など、こういったものが全国の市町村における優遇措置の実態でございます。

ところで、現在、町の条例を適用して、今でも町が優遇できる措置というのはどのようなものがありますでしょうか。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） 現在、町の既存の中で考えますと、中小企業振興条例の中では、中小企業という形に限定されてしまうのですけれども、融資が可能かと考えております。

それ以外に過疎地域でございますので、固定資産税の課税免除につきましては3年間、過疎法は時限立法で今年度で終わるのですけれども、宿泊業につきましても、過疎地域における課税免除が固定資産税、家屋・償却資産の免除ができるという規定にはなっております。

今考えられるのは、既存の条例ではこれと考えております。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 私も中小企業振興条例を見たのですけれども、例えば、実際に宿泊業をするといったときは、この助成金の種類の中でどこに該当すれば町は適用できるのですか。

（1）から（8）まで具体的に書いてますが、宿泊業とは具体的に書いていないのですけれども、もし町が適用するとしたら、どの条項を使ってそういったことができるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） 振興条例第6条の資金の融資ということで、中小企業の融資ができると読み取れますので、こちらの部分と考えています。

それに伴いまして、第7条で信用保証料と利子の補給という形が可能かと考えております。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 第6条は資金の融資ということなので、私がお尋ねしたの

は、助成金を適用するとしたら、私が見る限り、例えば宿泊業を私がやりたいと町に相談したら、これで助成を受けることはできないですよ。そのことの確認ですが、いかがですか。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） すみません。

先ほどお話したのは融資が可能というお話だけでさせていただいたので、助成については、既存の条例の中で宿泊業に対してはないと考えております。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） いろいろ調べると、この誘致に関する条例は、2パターンありまして、企業立地促進条例で取り組んでいる自治体と、それから、私が今回質問に出した宿泊施設誘致条例という単独目的の条例を制定している自治体と2通りあるようです。

多いのはどちらかというと、企業立地の中に宿泊業を入れて取り組む例が多いようですが、今後いろいろ調査研究したいという中では、現状で町長としては、私が質問している宿泊施設誘致条例が望ましいと考えるのか、それ以外の方法で考えるのか、その辺は現状ではどんな見解をお持ちでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 私も、上杉議員がおっしゃった二つのパターンを考えてみました。

近隣の北見、紋別、網走などの誘致条例を見た中で、全体的に適応しているので、私がいろいろ考えている部分においては、どちらかというと、上杉議員から提案いただいている個別なものをつくらないと、具体的にこういう内容ということで一般的な部分を示された中で、それを全部拾い切るのは厳しいと思っています。

そうなる、これ以外にも町独自に何かをしたいという場合には根拠が必要となる

ので、個別な条例が私は今のところそらちがいいのかなという思いであります。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 私も調べてみる中で、もし町が本格的に宿泊施設の誘致に一定の支援を出して、情報発信して、全国からいろんなネットを通じて、御縁をいただいて何とか実現したいとなると、総合的な中小企業の立地促進条例よりは、単独目的の条例のほうが良いと私も考えております。

それで、当面、宿泊施設がないという中で、昨日の木村議員の質問でも、既存の町民会館の利用なども考えたいということですけれども、そこで、現在の町民会館の条例の中でいろんな規制はありますけれども、利用しやすい貸出条件への見直しをすとか、あるいは、もう一つ町長も述べていましたけれども、農協会館は一定の規模があります。ところが、農協の所有財産でもある旧とらやのレストランが廃業したことによって空いています。

今考えられるとすれば、そういうところが飲食機能を持った部分で活用できる場所ですけれども、JAの所有する財産ですけれども、例えば町内業者でそこに開業して、そして、農協会館を活用して、グランドホテルがなくなったことによって、多くの町民の皆さんが不便を感じているということですから、そういう施設をリニューアルするときに、既存の町の制度を使って助成をして、支援することは可能でしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 昨日の木村議員にお話しした中でいけば、ホテルプラスバンケットと言われる、皆さんが集まる食事をしたり、会議をしたりするバンケット機能については考えていないという話をしました。バンケット機能については、既存のものでということで、そのことを受けての御

質問だと思えます。

町民会館については、いろいろ利用に当たっての使いづらさとか、そういうものが明確になってくれば、それは教育委員会と協議して直していきたいと思えます。

もう一つは農協会館、これはJAにお願いに行っております。

実際に使う場合には、上杉議員がおっしゃった旧とらやのあったレストランも農協の所有で、レストランとして入っているところが施設の利用と調整をしていただいたということで、何とか相手を見つけていたきたい。そして、町に協力してほしいというお願いをしております。

その段階で、今後改修するのであればという話まではしていませんけれども、利用に当たって、何か問題が出てきたときには、真摯に対応というか、話を承る気持ちはあります。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 私も考えられるとすれば、町民会館とJA会館がグランドホテルに代わる代替機能はここぐらいしかないと思うのです。

先ほど答弁の中で、町民会館はもともと中ホールの奥に厨房がありますが、あそこは昨日の答弁でも、保健所の食品の許可の問題もあって制約等がありますが、そうは言っても、町民の皆さんがいろんな形で利用するときに、現在の貸出しの条件とか、いろんな規制の部分がありますが、少しでもいろんな町民や団体の皆さんが使いやすくなるように、先ほど教育委員会と協議をしてということですが、その辺は前向きに検討して、今よりはいろんな意味で町民の皆さんが利用しやすいような、そういう形で検討いただけると受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） そのとおりでございます。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 早速、JAにお願いに行っているということも理解できました。

ところで、レストランにどなたかが開業したいといったとき、あそこは農協の財産です。

農協が所有しているのですけれども、店舗リフォームを家主であるJAがやる時、農協は直接の所有者で、レストランを経営するわけではないのですけれども、そういうことで、厨房設備とか一定のものを直しながら開業したいという方がもし現れたときに、現在の既存の町のリフォーム補助とかが適用できるのかどうか、その辺の見解があればお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 商工観光主幹。

○商工観光主幹（多田敏明君） 店舗リフォーム事業につきましては、所有者と使用者が違いましても、それぞれほかの要件がありますけれども、合致すれば利用は可能となっております。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） そういうことを聞いて安心いたしました。

とらやの後に営業したいという人が簡単に現れるかどうかわかりませんが、実は、JAも農家の皆さんの会合のときに食事を出したりとか、懇親会をやるときにとらやがなくなったことで不便を感じているということでもありますので、ぜひ、町と連携して、あそこで開業したいという方がいれば、町も積極的にリフォームだとか、そういう資金も出せますということをしてPRしていただきながら、町民の皆さんがいろんな形で利用できる環境を整えてほしいと思えます。

最後になりますけれども、今新型コロナ禍の中で、宿泊施設の誘致は極めて難しい問題ではありますが、町長が答弁しており

ましたけれども、町が情熱を持って、そして、できれば平野町長ばかりではなくて、美幌町にゆかりのある方、あるいは、今までつながりのある方、そういったものを生かしていただいて、決して諦めることなく、成功の要諦は、当たり前ですけれども成功するまでやり続けることだということで、厳しい問題だと思いますけれども、挑戦していただくことを、特に町長の行動力に期待して、この質問を終わりたいと思います。

○議長（大原 昇君） 商工観光主幹。

○商工観光主幹（多田敏明君） 先ほどの民泊施設の料金でありますけれども、確認させていただきました。

1部屋の料金でありますけれども、1名・2名までは7,000円となっております。また、3名までは1万円、4名までは1万3,000円となっております。

ただ、冬期になりますと、冬期間の料金設定があるかと思えます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） ホテルの誘致についてはしっかりと努力して、早い時期に実現できるよう最善の努力をしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） これで、12番上杉晃央さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、13時といたします。

午前11時46分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

3番大江道男さん。

○3番（大江道男君）〔登壇〕 私は、通告しております2項目につきまして質問をいたします。

最初に、新型コロナ・インフルエンザ同時流行対策についてお聞きいたします。

一つは、9月4日付厚労省の事務連絡への対応についてであります。

9月4日、厚労省新型コロナウイルス感染症対策本部が発出した事務連絡、次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について、これに対する美幌町としての受け止め、また、次に申し上げます具体的対応について伺いたいと思えます。

一つは、インフルエンザ受診可能医療機関についてであります。

季節性インフルエンザと新型コロナを臨床的に識別することは困難ということを経由にいたしまして、新型コロナ診療・検査可能医療機関以外は受診不可能となりますが、町内で受入れ可能な医療機関及び診療・検査可能数は何人かをお示しいただきたいと思えます。

二つ目は、PCR検査センター及び国保病院発熱外来の体制拡充についてであります。

両ウイルスが識別困難であるということで、風邪とインフルエンザの疑い患者は、全てPCR検査を受けざるを得ないということになりました。人的体制も拡充して、PCR検査センター及び国保病院発熱外来の体制強化を図るべきと考えますが、考えをお示しいただきたいと思えます。

3点目は、コロナ対応可能医療機関の拡大についてであります。

これまでインフルエンザ感染対応の医療機関をコロナ対応の診療・検査医療機関（仮称）に10月中に拡大することが求められています。美幌町での可能性についてお示しいただきたいと思えます。

4点目は、夜間・休日の相談・診療・検査体制の確立でございます。

高熱、息苦しい、だるいなど重篤な症状の場合は、自宅待機を求められないということになりますが、夜間・休日の診察・検査が求められることとなります。体制構築をどのように進めていくのか考えをお示しいただきたいと思えます。

この点の2項目めは、インフルエンザワクチンの無料接種等についてであります。

インフルエンザ・新型コロナが臨床上識別困難、新型コロナウイルスワクチンが現在未開発であることから、可能な限りインフルエンザワクチン接種の拡大が求められているわけでございます。

1点目は、医療、介護、教育、障がい、保育、消防、救急等関係者を初め、基本的には希望する全町民対象にインフルエンザワクチンの無料接種を行ってはいかがでしょうか。

2点目は、少なくとも上記、医療、介護、教育、障がい、保育、消防、救急等関係者に対してPCR行政検査を実施してはいかがでしょうか、伺います。

大きな2項目めは、新規就農者支援についてであります。

中高年就農者の支援についてお伺いいたします。

新規就農者支援策として、今年度初めて50歳代の研修生受入れ機関、その後、農業者などにも対象は拡大になりましたが、研修生受入れ機関に対して、1年間最大120万円の研修助成制度がつくられ、次年度以降の継続及び研修生本人への助成拡大、農業次世代投資資金・準備型などのような助成拡大が求められております。

美幌町の保有する小規模農業、施設野菜、技術の可能性を都市部からの移住対策に具体化する観点から、来年度以降の制度の継続・拡大を政府に求めるべきと考えますが、町長の考え方をお示しいただきたいと存じます。

第1回目お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 大江議員の御質問に答弁いたします。

初めに、新型コロナ・インフルエンザ同時流行対策についてですが、9月4日付厚生労働省事務連絡において、新型コロナウイルス感染症の対策を踏まえた、次のイン

フルエンザ流行に備えた体制整備における基本的な考え方について方針が示され、都道府県が主体となって基礎自治体と連携して行うこととされたところですが、具体的な国及び北海道の方針につきましては、まだ示されていない状況にあります。

御質問の1点目、インフルエンザ受診可能医療機関についてであります。現在、発熱者が受診する場合は、医療機関において新型コロナウイルス感染が疑われる可能性があるか聞き取りを行い、疑いがある場合は、北見保健所や国保病院の発熱外来を紹介し、感染防止対策を講じた上で対応いただいております。

また、医師会におきましても、インフルエンザ流行期に備え、診療体制の検討を行っている段階と聞いております。

今後、国及び北海道の方針を確認しながら、検査可能医療機関及び検査可能数の把握に努めてまいります。

2点目のPCR検査センター及び国保病院発熱外来の体制充実についてであります。御指摘のとおり、発熱患者が増加した場合は、疾病の識別と感染の蔓延防止対策が重要になることから、感染状況に応じた対応策を医師会及び国保病院と協議しながら体制整備を図ってまいります。

3点目の、コロナ対応可能医療機関の拡大についての御質問であります。国の方針では、新型コロナウイルス感染症検査数を増やすことを目的として、地域外来・検査センターの設置のほか、診療所でも検査ができる診療・検査医療機関（仮称）の設置方針が示されたところであり、都道府県は、10月中をめどに整備することが求められたところですが、具体的な方針はまだ示されていない状況にあります。

今後、国及び北海道の動向を確認しながら、必要な体制の検討を図ってまいります。

4点目の夜間・休日の相談・診察・検査体制の確立についてであります。現在も

国保病院では、夜間・休日の救急診療を行っておりますが、医師会と協議の上、感染拡大を想定した感染防止対策や検査体制の強化を図ってまいります。

次に、インフルエンザワクチンを希望する全町民対象の無料接種についての御質問ですが、昨年的美幌町のインフルエンザワクチン使用本数は約3,800本で大人の接種数に換算しますと約7,600人分となります。

例年10月より、インフルエンザ予防接種を実施しておりますが、インフルエンザワクチンの納品数に限りがあり、希望する方が全て接種できる状況にありません。

国におきましては、インフルエンザワクチンの増産を図っているところですが、今年度納品できる本数は未確定の状況にあり、町としましてもワクチン確保についての情報収集に努め、希望する方がインフルエンザワクチンを接種できるよう、ワクチンの確保に努めてまいります。

次に、医療、介護、教育、障がい、保育、消防、救急等関係者に対するPCR行政検査の実施であります。国が行政検査として決定した場合は、国の方針に基づき実施体制を整備してまいりたいと考えておりますので、よろしくごお願い申し上げます。

次に、新規就農者支援について。

中高年就農者の支援についてであります。国の新規就農支援緊急対策事業は、貿易による国際競争力の激化や、担い手不足による生産基盤の弱体化が懸念される中、地域に定着する農業従事者を緊急的に確保するため、就職氷河期世代、早期退職者及び定年退職者を含めた幅広い世代への就農支援を進めていくというものであります。

この事業は、国の令和元年度補正予算に基づき実施されているもので、三つのメニューに分かれており、就職氷河期世代の新規就農促進事業、地域における受入体制の構築支援事業、シニア世代の新規就農に向

けた農業研修支援事業となっております。

シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業は、50歳代の就農希望者に対する就農に向けた研修を行う研修機関等に対して、研修費用を助成するものであり、研修機関等としては、都道府県、市町村、農業協同組合のほか、農業者等となっております。助成額は、研修生1人当たり最大120万円で、助成対象期間は本年10月1日から令和3年3月31日までとなっております。

本町においても、農業従事者の高齢化などで農業の担い手不足が課題であることから、新規就農者の確保、担い手の育成を図るため、新規就農者等支援事業やみらい農業センターでの新規就農研修生受入れを継続して実施していくことが重要であると考えております。

このような中、町は、地域の農地流動化と生産基盤の維持発展を効果的に促進するため、離農予定者の経営体一式を引き継ぐ、経営継承方式による新規就農を推奨しており、これまでに畑作物を主体とした大規模型の営農体系から畑作物や露地野菜にハウス野菜を加えた複合経営による小規模型の営農体系に至るまで、地域の多様な営農体系を継承する形で新規就農者が誕生しておりますが、就農後の体力や農地取得までの期限を現実的に見据えて、50歳未満の方への支援としているところであります。

これらのことから、国の支援事業に対し、現段階では制度の継続・拡大を求める考えはありませんが、高収益型作物の導入による小規模営農の可能性やシニア世代の貴重な労働力を地域農業の人手不足に生かすことで、移住対策につながる仕組みづくりが可能かなど、今後、研究してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくごお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 御答弁をいただきました。

最初に新型コロナ・インフルエンザ同時流行対策についてお伺いをいたします。

去年までインフルエンザは、季節的に相当数出てきているのですが、感染者については、美幌町を除けば、オホーツク管内3保健所管内の定点報告の数字だとか、全道・全国規模では承知しているところでございます。

その数は、現在のコロナの感染者数がまだ7万人台ですが、インフルエンザ、これは風邪を含んでおりませんが、全国で150万人台という桁違いの数になっています。まだ春の後半から夏、現在夏ですのでインフルエンザはほとんど広がっていない。10月の今年の統計を見ますと、10月半ばから広がってきておりまして、オホーツク管内で言えば6,660名、3保健所管内で出ているという状況です。これは感染者数です。当然に検査をした結果、感染であるということなので、検査数はどうかということで見ました。

9月4日の通知の骨は、発熱した風邪かどうかはわからない。インフルエンザか、コロナかもわからないものについては、かかりつけ医に連絡をせよと。美幌町もかかりつけ医は幾つもありますが、そこがコロナの検査・治療ができない場合は、コロナの治療が受けられるところを紹介しなさいということで、そうすると、美幌町内では少なくともコロナの検査が可能である、診療はとりあえず別に置いておいて、検査が可能であるのは町立病院以外どこにもないという状況になるわけです。

しかも、病院・診療所は、コロナの感染があった場合は閉鎖せざるを得ない事態になるということで、疑いがある限りは、風邪かインフルエンザかわからない段階では、受け付けない、受け付けられないとい

うことになっています。

この厚生労働省の方針を受けて、長野県知事は検査の在り方を根本的に変換しないといけないと、抜本的な変換が求められているということです。

確かに、これまでのコロナの対応は、保健所が窓口になって、コロナの発症が大きい、相談が大きい場合はパンクしてしまうということだったので、北海道においては保健所という言い方をしますが、保健所を通さずに、すぐかかりつけ医にとというのは一見合理的です。しかし、かかりつけ医のほとんどは、コロナの検査や診療ができないという状況で振られても、インフルエンザか風邪かも含めて検査すらできないという状況になったということを、私は深刻に受け止めています。

それで、最初の質問で、美幌町としての受け止めはどうかとお伺いしたのですが、その部分について抜けているので、最初に町長から9月4日に発出された厚生労働省の方針について、基本的なお考えをまずお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 9月4日の国から発出された内容については、答弁書にも書きましたけれども、基本的には都道府県に発出された中で、基礎自治体ですから、私も町村に対するものの、北海道であれば北海道がどう関わるかということだと思います。

残念ながら、御質問をいただいたときには、私どもにそういう書類は何も届いていない状況で、ここに書かれている内容について担当が全部取り寄せて、中身を見せていただいて、今回答弁書を書かせていただきました。

基本的な考え方は、正直に言って、今コロナ禍において、コロナとインフルエンザがこれから流行するという区分けについてどうするかというのは、町としては何とか乗り切りたいという部分はあるのですけれ

ども、実際に対応していただくのは、医師会が非常に危惧している、心配していることもあって、その中で、何とか美幌においても、インフルエンザの検査と、それから、コロナウイルスの検査をできる体制をつくって、そして、それぞれの病院が少しでも関わられるような方策を探っている状況で、医師会とも連絡を密にしている、今の状況はそういう状況ではあります。

町としては、それを踏み込んでどうか、それは医師会とも話したのですけれど、実際にそれをやっていただける部分は医師会というふうに思っているの、町としてはそれを回避したい、何かいい方法をよろしくお願ひしたいということで、お話ししている状況であります。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） インフルエンザの発症数についても、市町村段階ではわからないというのほどこも共通しています。

私も、美幌町で毎年何人出ているのだろうということをお聞きしたのですけれど、わかる体制にないということなので、最初は発症数の国の統計から見ていたのですが、それは検査の結果から出てきた数字であって、母数となる検査数、これは一体どのぐらいになるかと、どれぐらいの大変さかということを見ましたら、この事務連絡の中で、厚生労働省自身が季節性インフルエンザのこれまでの検査件数、これは1シーズン約2,000万件から3,000万件という言い方を公文書でしています。

そうすると、1億2,500万人で、仮に3,000万件の検査をしたとすれば、1万9,000人の美幌町で言えば、4,560人ぐらいインフルエンザの検査がされているということで、今まで美幌町は、コロナ発症ゼロです。これからもゼロかもしれないが、コロナの感染の疑いがある限りは、4,560人に従来は検査していたとしても、かかりつけ医に電話がいったときに、

風邪かもしれないです。インフルエンザかもしれない。コロナかもしれない。来てくださいとは言えないという状態になったということなのです。

私は、4,560人を季節性インフルエンザは6か月で見ればいいのか、5か月で見ればいいのかはわかりませんが、仮に6か月の季節として、一月で言えば、美幌は760人。5か月で割ったら、一月912人です。この中には、インフルエンザでもないということで、単なる風邪でも熱が出ます。これらを入れると1.5倍になるのか2倍になるのかわからない。そういう方が窓口で、子供が熱が出た、うちの家族で熱が出ている、体がだるい、呼吸も非常に大変だということで、従来は即病院に連絡をして行こうとしたけれど行けないという状況になっているわけです。

そういう点で、もし、5か月か6か月かは別にして、あるいは、1,000人を超えるか超えないかは別にして、相当数の発熱、疑いがある人たちを受け入れるそもそもの受入れ体制があるのだろうか。

北見の議員とも私は話をしたことがあるのですけれど、北見は確実です。1週間に3回、コロナの検査センターと。

インフルエンザの場合は、高い熱が出るということですから、高熱が出たら連絡しますよね。何とかしてほしいと。こういう人たちも含めて、相当数電話が殺到する。

検査をしてという場合に、第1関門として、インフルエンザを第1関門にはできないですよね。新型コロナを第1関門にするということが避けられないことから、この受入れ態勢を大至急広げる必要があると思うのですが、美幌町は医師会でコロナの検査センターを開設しようとしています、能力的には毎日なのか、あるいは週に何回なのか、月になのかわかりませんが、何件の受入れ態勢があるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御

質問でございますが、今現在、医師会と打合せしている内容でございますが、北見市で公表した回数と件数とほぼ同じになりまして、実施日につきましては、週3回、2時間ということで、1日最大10件ということになりますので、週最大で30件の検査ができる体制を整えたいということでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 北見市も美幌町も週に30人ぐらいで、一月5週としても150人ぐらいということになります。6か月で割って、もしかしたら風邪なども入れれば、一月1,000件というカウントをせざるを得なくなるような、その受入れ体制とは程遠い状態です。

あわせてお聞きします。これはPCRです。国は、抗原検査についても行政検査として受け入れてよろしいという通知を出しているのですが、美幌町の国保病院の定性検査については、最近出されている9月15日付の参考資料を見ますと、いまだ抗原検査については定量検査は認めるが、定性検査については認められていないのではないかと素人が読むとそうなるのですが、仮にそうだとすると、抗原検査は国保病院でも、したことにならないということに、先祖返りしたのかと思うのですが、その辺はどう捉えたらよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（大場圭子君） ただいまの御質問の抗原検査についてでありますけれども、行政検査の対象とならない方につきましては、現在、症状がない方につきましては行政検査の対象とはなりません、症状のある方は行政検査として検査ができる状況になっております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 実は、6月16日の厚生労働省の見解が載っているのです。

抗原検査について、当初は対象を外していたが、6月16日に見直しを行って、発症2日目から9日目までの患者については、検査結果が陰性でも再度検査することなく確定診断とすることができるとなっているのですが、9月15日付のものには、PCR検査と抗原定量検査ということになっていましたので、確認をいたしました。

そうすると、現場対応で熱が出た、体がだるい、呼吸が難しいという状態は発症しているということですね。発症しているから電話をしている。大変だということになれば、その段階で行われた定性検査については、当然に確定診断ということになって、その後、もともとの主治医のところには風邪かインフルエンザかわからない、しかし、コロナではないことが証明されたので、初めて行くことができるようになります。そういう解釈というか、町民的にはそういう押さえでまず対応するということがよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（大場圭子君） ただいまの御質問でありますけれども、熱が出た方とか、症状がある方がどうしたらいいかということでお問い合わせいただいたときには、現在は国保病院で、もし、新型コロナが疑われるということであれば検査をして、その上で陰性であったということであれば、その発熱の原因としてインフルエンザが疑われるということで、インフルエンザの検査をし、対応するという形が想定されるかと思えます。

また、PCR検査センターが美幌町で開設するということになりますと、そういう症状がある方から相談を受けまして、PCR検査センターにおいて検査をした結果、陰性であったということであれば、そのほかのインフルエンザを疑っての治療につなげるですとか、万が一陽性であれば、保健

所に連絡をして、必要な新型コロナの治療につなげるという流れになると、現在の情報ではそういうふうに捉えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） とりあえず、今まで美幌町はコロナの感染者ゼロということで、希望的な観測も含めて、第1関門でコロナではなかったということが大部分であった、あるいは全部であったということも含めて、町民的には押さえる必要があると思うのですが、まず簡単なほうから質問します。

感染が陽性であるとなった場合に、その治療及び病室、隔離病室を地元としてはどれぐらい現時点で用意されているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 国保病院の対応といたしましては、あくまでも疑いのある患者様が来たときに、PCR検査、今は抗原検査ということでやっておりますけれども、どうしても夜間であったり、休日であったり、その患者様が次の治療のための病院に行かれるまでのつなぎとして病室を確保するというので、疑いのある患者様を入院させることができる部屋として、今のところは1室想定して運用しておりますが、今後、簡易的な陰圧装置などを整備させていただいた後に、2床ということで運用しようとしているところでございますが、専用の感染病室ではありませんので、陽性をはっきりしている患者様については、保健所の対応に移行していくということになるかと思ひます。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 従来どおり、マスクをしたり、手洗いをしたり、うがいをしたりして徹底することによって、少なくとも新型コロナについては当町では発症者ゼ

ロだということをお願いつつ、そうでない場合、残念ながら地元では治療が受けられないので、地元を離れざるを得ないという状況を何とかならないかという思ひは当然ありますので、なお、研究していただければということはお願ひいたします。

今日の質問は、100%または99.9%コロナではないということをお想定した場合、これは全部地元で対応をできるという、もう一つの段階で迫られていますが、今まで、風邪またはインフルエンザなのかわからないというのは、多分行政としてはどこも通さないでかかりつけ医に直行ということになりますので、把握できていないと思ひます。それでよろしいですか。町としてはインフルエンザ等の検査の状況については承知してないということよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（大場圭子君） 今回の発熱の場合のインフルエンザか、新型コロナウィルスかなかなか判断が難しいという状況もありまして、医療機関に昨年度のインフルエンザの抗原検査の実施数がどれくらいあるのかということをお聞きしたところ、美幌町全体では約2,800件のインフルエンザの抗原検査を実施しているという御回答をいただきました。

この中にはインフルエンザの方、そうではなかった方がいらっしゃるかもしれませんが、実態として2,800件の検査がされているというお話は医療機関から伺っているところであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） お聞きしますが、2,800件であれば、あるいはその前後であれば検査はできる、あるいは治療はできますということをお同時に意味しているということよろしいですか。

○議長（大原 昇君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（大場圭子君） 町内の医療機関全ての情報を把握できているわけではありませんけれども、もし発熱の方がいらっしゃった場合には、入り口を分けるですとか、感染防止対策を図って治療するような体制を整えているという御回答いただいた医療機関もありますので、全て発熱者が受診できない状況ではないということで理解しているところであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 大枠はわかりました。

そうしますと、大部分は風邪またはインフルエンザではあるが、第一次的にくぐらなければならない、コロナを含めての母数をコロナの疑いを持って検査をするという体制を、道などの通知は現時点ではないということなので、どこまでやるかということはあると思うのですが、北見市のある病院では、11月をめどにして発熱外来を持たざるを得ないということで対応する。あるいは、場合によっては、玄関まで車で来てもらって、車の中で検体をとってやる、それまでの間は。そういう対応も求められるということだろうと思うのです。

抗原検査の定量か定性かは別にして、定量の場合はやや難しそうだという感じもしますが、定性検査であれば、そういうこともないということであれば、我が町としても、例えば、裏口から入ってもらって、感染経路を分けて、検査するところまで来てくださいということで検査をするということも含めて、いろいろ想定されますが、やはり可能な限り、第一義的にやらなければならないのは、コロナか否かという大別なので、そこを北海道の具体的な方針を逆に待つことなく進める必要があるのではないかと。

というのは、去年の統計では、10月半ばには北見保健所でもインフルエンザが発

症ということで、連続的に出てきていますので、一月です。一月たったら、その渦の中に巻き込まれていく可能性を持っているということで、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

実は、私は質問に先立って、道の担当課にも確認をいたしました。

そこもまだ指針は出していないということです。国が都道府県に対して発出したけれど、具体化はできていない。まして市町村については、事務連絡そのものも相当遅れたのではないかと思います。

私はインターネットで取ったので見られましたけれど、その解釈も含めて、今日も確認しながら質問させてもらっているところです。

この点では、従来、美幌町が発症者ゼロということで、大変ありがたいと思っているのですが、今後ともゼロに向けて努力していく過程の中で、やがて季節的に爆発的に広がる可能性を持っているという、段階を迎えるに当たって、町が置かれている状況から見るとなかなか厳しいということをお腹において質問しています。

それで、1番厳しい前提でお話ししましたが、最近入手したデータでは、日本とまるで反対の南半球では、今、真冬です。6月から8月が真冬だという状況で、美幌の夏は向こうの真冬です。空気は乾燥して、ウイルスが発症すると思っていたら、インフルエンザはゼロだということで、そうなるありがたいなど。

ただし、コロナは、大変な事態で広がっているということなので、オーストラリア型になっても大変だと思いますし、ヨーロッパは今、国によっては1日1万人の新規感染者がコロナで出ているということで、WHOも大変だという警鐘を鳴らしています。

どっちに転んだとしても、ウイルスの感染にとっては都合のいい季節に入ってきているということなので、町民も、行政も、

医療機関も合わせてベルトを締め直して頑張っていたきたいということを申し上げて、時間の関係がありますので終わりたいと思います。

この点の二つ目に入ります。

したがって、現場でインフルエンザかコロナのどちらか、あるいはどちらも広がると、同一人物でも両方感染する可能性を持っているということでもありますので、インフルエンザの感染者をまず少なくするというので、ワクチンの大量普及が求められていると思います。

現在、町の方針は、接種日において65歳以上の方、あるいは60歳から64歳で基礎疾患のある方などに対して、1回1,852円の助成が出されて自己負担が1,000円ということでございます。

私は、現場の混乱を避けることと、コロナの危険性を除去する上でも、せめて開発されているワクチン、インフルエンザワクチンについては、思い切って町が全額助成することに踏み切る必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、現在、インフルエンザワクチンに町として助成しているものにつきまして、大江議員から言われたとおり、定期接種としては65歳以上の方、または、60歳以上の内部疾患を持っている方のほかに、町独自で中学生まで同じく自己負担1,000円で接種できるように助成をしているところでございます。

このような状況ですので、自己負担なしで対象者全員に助成をしたいという、非常にその思いはわかります。私どももできることならそうしたいとも考えたところでございますが、インフルエンザワクチンの量自体が、例年満足に配分されていない、不足している状態がございます。

答弁にも書かせてもらいましたとおり、昨年度でいきますと3,800本、人数にし

ますと7,600人分が対象となります。ちなみに、昨年度65歳以上の対象者でいきますと、全て入れますと約6,800人ほどが対象者となっているわけでございます。

そのほかに必要となる医療従事者、それから介護従事者等につきましても、試算ですが合わせて600人ほどいるほか、先ほどの中学生までの助成対象としている人数も約2,000人いるということで、こういった人数を全部足しますと約9,400人の対象があるということになりますので、仮に一部無料にしたとして、そういった方の接種率は上がるかもしれませんが、その分今まで打っていた方にワクチンが行き届かないことも考えられますので、町としては、接種率を上げるためには何とかワクチンの量を確保したいということで考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） このことも含めて、私は考えるところが大いにあります。

10月、秋から冬にかけてインフルエンザが大流行するということは明々白々です。そして、PCRなども含めた検査体制が十分でないということは、国は百も承知で、最終的には都道府県を通じてどこに来るかということ、市町村に何とかしろということも言っても来ていません。都道府県止まりですから。そういう非常に無責任な体質を感じます。

美幌には昔、保健所がありましたけれど、旧保健所で今はございません。そんなことも含めて、やはり政府の対応について、ぜひぜひ改めさせて、言っていただきたい。

小さな町の首長ですけど、ぜひ頑張っていたきたいということを申し上げて、この部分についてはとりあえず終わります。

大きな二つ目について、あと2分を切っ

ていますので、実は、中高年者就農支援で、50歳代について十分ではないけれど、手がかり、足がかりができたと思っ  
ています。

研修生本人に対する助成はないですが、それよりも何よりも、北海道の農業会議そのものが補正予算で始まったので、今年度で打切りになるのではないかと  
いう観測をみんな持っている。

来年度は予算そのものがなくなるのではないかとということで、50歳代の支援策を何と  
しても継続させる必要が、現場においても、町においてもあるのではないかと。一々申し上げ  
ませんが、町はなかなか優れた実践例をたくさん持っていますので、短期間でも受入れ可  
能な施設とか、農業者がいらっしゃる。これを手がかりにして、美幌町への仕事つきの移  
住をぜひ進めていただきたいと思っ  
ています。

最後に、町長のお考えを聞かせていただきたいと思っ  
ています。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 美幌町につきましては、この地域に沿った農地を守ること、それを  
しっかり継続していく方々を確保するという部分では一生懸命やっていると  
思っています。

今、大江議員からお話があったことについても、50歳を超えた方々を確保するとい  
う話としては否定するものではありません。

そうは言いながら、これからもそういう人たちが美幌の農業をつくっていくとい  
うことについては、町が補助をしてまでは、私は今のところは考えていない部分  
であります。

ただ、そういう人たちが町に来てもらうことによって、人口が増えるとか、そ  
ういうことについては、また別な観点から考えていく必要があるという状況  
でありますので、御理解をよろしくお願  
いいたします。

○議長（大原 昇君） これで、3番大江

道男さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、14時10分といたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君）〔登壇〕 それでは、通告に従いまして、大きく2点ほど質問をさせていただきます。

まず、1番目には、町民会館保有備品の管理状況についてであります。

町民会館保有のピアノの管理状況についてお尋ねをいたします。

2018年9月の美幌町民会館改築に併せ、町民有志でつくる「びほ一  
るにフルコンサートピアノを要望する会」が、1,126人分の署名と寄附金約150万円を町に託  
しました。

さらには、趣旨に賛同された方が、情操教育をしっかりとし、郷土愛を持つ人に育  
ててほしいと2名の方から多額の寄附をいただき、芸術文化振興基金と寄附金、一般財源  
を合わせて約2,530万円でフルコンサートピアノ、スタインウェイD274の導入に至りました。

フルコンサートピアノは導入後2年が経過、ほかに寄贈された2台と合わせて3台を  
所有しています。

ピアノは木製のため、保管にも大変気を使う楽器であります。また、ピアノは一生物  
と言われますが、それも整音、整調、調律と多岐にわたる調整がされてい  
ればこそ  
であります。

現在の管理状況はどのようになっているのかお示しください。

また、それぞれに個性ある音色を奏でくれるピアノですが、フルコンサート  
ピアノであるスタインウェイD274、世界最

高峰ブランドと評されるその音色は、各人を魅了してやまないと言われています。

しかしながら、ピアノは常に使用していないと音が出なくなると言われています。使い込むほどに音の響きや伸びがよくなるピアノ。そのために、より多くの弾き込みをすることにより、スタインウェイらしい音がつくり上げられていきます。

各地の音楽ホールではボランティアの弾き込みピアニストを募集し、良好な演奏状態を保つよう様々な取組があります。

スタインウェイの音づくりのために、町ではどのような運用をされているのかお示しください。

大きく2点目であります。

自転車保険の義務化についてお尋ねいたします。

自転車保険の義務化の導入の考えについてお尋ねします。

「それは避けることができる事故でした。女子高生が自転車に乗っていました。夜、ライトをつけず携帯電話を使用しながら、次の瞬間、歩行中の女性に後ろから衝突、歩行困難となる後遺障がいを負わせてしまいました。裁判では、この加害者に損害賠償金5,000万円の支払いが命じられました。自転車でも事故を起こせば加害責任を逃れることはできません。」

これは、美幌町が配布した加害自転車の責任についてのリーフレットに書かれたものであります。

2009年からの10年間で、自転車事故の件数は減少していますが、自転車対歩行者の事故件数は2016年から増加傾向にあります。加害者となる年齢層は16歳から19歳が最も多く、未成年の事故件数は全体の35%を占めます。

自転車も法律上は軽車両、つまり車の仲間であります。もしも歩行者との事故が発生した場合は、自転車の過失割合が大きくなるのが基本です。特に、歩道上で事故が発生した場合は、自転車側の過失割合が1

0割になると考えるべきとされています。

こうした状況を受け、自治体の多くが自転車保険への加入を努力義務とされています。しかしながら、努力義務では自転車保険への加入率がほとんど上がらないことが報告されています。そこで、実効性の高い義務化へとシフトする自治体が増えてきています。

義務化されるのは、自転車の利用者、保護者、自転車使用事業者、自転車貸付事業者です。

自転車販売業者には、購入者に対して保険に加入しているかどうかの確認をし、加入していない場合は、情報提供を努力義務とすることになりました。

自転車の利用者はもちろんのこと、自分の子供たちが自転車を利用するなら、保護者も加入義務があるということを強く意識させなければなりません。

また、自転車保険と言っても、重要なのは利用者本人のけがに対する保障と、他人への損害補償責任に対する保障、個人賠償責任保険があることです。

本町においては、中学生から自転車通学が認められていますが、通学許可を出す際において、交通ルールの遵守は当然ですが、自転車保険の加入義務を課すことも大きなことだと考えます。

当町においても、万が一、児童生徒が加害者になってしまった場合を想定して、自転車保険の義務化を強く進めるべきと考えますが、町の考えをお示しください。

また、スポーツイベントが盛んな中、当町においては、ビホロ100キロメートルデュアスロン大会が毎年実施されておりますが、参加資格の中に自転車保険の義務化を明記し、安全管理に努めてはと考えますが、町の考えをお示しください。

以上です。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 稲垣議員の御質問に答弁いたします。

なお、町民会館保有備品の管理状況につきましては、後ほど教育長から答弁させていただきます。

自転車保険の義務化についての質問であります。北海道は平成30年4月、北海道自転車条例を制定し、自転車賠償責任保険への加入を努力義務化いたしました。

条例に基づき北海道は、自転車組合、商工会議所、保険会社、小売業者、公立高校、小中学校、大学など各種機関に対して周知活動を実施しております。

本町にも周知活動の協力要請があり、交通安全推進委員会の会員事業所、自治会連合会交通安全部会、自転車教室の参加者などに対してチラシを配布するなど、周知に取り組んでおります。

小中学校においては、毎年、自転車乗車中に自動車と接触して、被害者となる事例が数件発生しておりますが、いずれも軽傷で済んでおります。

また、ここ10年間において、児童生徒が加害者となった自転車事故はない状況であります。

学校現場では、日々、交通安全や交通ルールの遵守を繰り返し指導する中、先頃も一般社団法人美幌地区交通安全協会より、中学校向けの自転車ルールブックを寄贈いただき、生徒に配布している状況にあります。

御質問の義務化ですが、条例で自転車保険の加入を義務化している自治体は、未加入者に対して罰則などを設けるものではなく、個人賠償の特約の確認などを求めながら、自転車保険の加入推進を図っており、本町も同様の取組を行うことで、条例を制定して加入を義務化する必要はないと考えております。

つきましては、自転車の交通安全の取組に、個人賠償特約の確認を加えて、自転車保険の加入に対する意識の向上を図り、町広報やホームページへの登載、チラシの配布など周知活動の充実に努めてまいります

ので、御理解をお願いいたします。

次に、デュアスロン大会の参加資格の中に自転車保険を義務化することの御質問ですが、ビホロ100キロメートルデュアスロン大会には、小学生から一般の方まで約300名の選手が全国各地より参加しております。

保険につきましては、主催者として参加者及びスタッフの賠償責任保険に加入しておりますが、参加選手自身が第三者に賠償責任を求められる場合には、選手本人が加入する保険等に対応する必要があります。

大会参加に当たっては、主催者の加入する傷害保障の範囲内とする同意を得て申込みいただいておりますが、自転車賠償責任保険の加入の義務化や加入の確認までは行っておりません。

大会参加条件として、保険加入の義務化は現時点では考えておりませんが、参加申込み時に保険加入の確認や加入促進について周知していくことで、さらに安全管理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 稲垣議員の御質問にお答えいたします。

フルコンサートピアノスタインウェイの管理状況についてですが、通常時は、常時室温22度、湿度50%に保たれたピアノ庫に保管しております。

メンテナンスについては、スタインウェイ・ジャパン株式会社の正規特約店による年1回の保守点検を実施しており、その際に調律も実施しております。

また、保守点検とは別に、町としての調律の予算を1回分計上しており、平成31年度は保守点検を8月に、調律を令和2年3月に実施したところであります。

スタインウェイの音づくりのため、町としてどのような運用をしているかとの御質

間ですが、平成30年度は、納入された際にピアノ講師やピアニストなど4名の方に弾き込みの協力をいただいております。その後、10月以降、練習・リハーサル・本番利用などで17回利用をいただいております。

平成31年度については、計34回の利用であり、使用団体において、町の実施分とは別に7回の調律が行われたところがあります。

令和2年度の利用につきましては、コロナ禍により閉館期間が生じた影響もあり、8月末現在で4回の利用にとどまっております。

スタインウェイを広く活用することについては、教育委員会でも年度当初から検討してきたところであり、びほ一らの舞台上で無料体験いただく第1回目の事業を10月18日に実施する予定であります。この事業については、今後も積極的に継続していきたいと考えております。

稲垣議員御指摘のとおり、ピアノを弾き込むことにより、その音色が豊かになるということは認識しており、これまでについても実際に利用いただく中で、ピアノを育てる方針で進めておりますので、引き続き多くの方に利用していただけるように努めてまいります。

以上、お答え申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） それでは、町民会館の備品でありますピアノの使用状況、運用状況について何点か再質問をさせていただきます。

まだ購入して2年くらいということですが、購入の際のいろんなやり取りを私も議場で聞いていた1人ではあるのですが、改めて、フルコンサートピアノ、国産のピアノもございますけれども、なぜこのスタインウェイ・アンド・サンズ社のこのフルコ

ンサートピアノになったかという経緯を簡単にいいのでお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） ただいまの御質問に答弁を申し上げます。

スタインウェイのフルコンサートピアノの購入に当たりましては、御質問にありましたとおり、町民の方の御寄附をいただいて購入をしてきたところでございます。

購入に当たりましては、寄附をいただいた方の意向もございまして、教育委員会内部で検討をした上で、やはり世界最高峰のスタインウェイのピアノを購入したいということになりまして、購入をしたところでございます。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 私もびほ一ができる頃、ヤマハのS6をロータリークラブで寄贈するときに、議会の報告会に私もお邪魔してその話で盛り上がり、ピアノを入れるのも大変だと思った記憶があったのですけれども、そういう紆余曲折を経て、音楽を愛する愛好家の皆様の思いと、御厚志をいただいた方たちの思いで、このスタインウェイの購入が決まったと理解しているものではありませんが、質問にも書きましたけれども、ピアノは御存じのとおり7割以上が木製でできている楽器であります。

現在の町民会館といいますか、びほ一にお邪魔して、保管庫の見学をさせていただきました。温度と湿度をかなり厳重に管理されているところで、スタインウェイとヤマハのCSについては、かわいがられていると思ったところではありますが、ギャラリーに置かれているヤマハのS6、これについては常時あの場所にあるのか、それとも保管庫のピアノと時折入れ替えをしているのか、そちらが気になったのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○**教育部長（田村圭一君）** ピアノの保管の状況でございますが、町民会館にあるピアノ庫につきましては、ピアノの保管できる台数が2台ということで、スペースが限られておりますので、現在、スタインウェイ、それとヤマハのCSの2台を保管している状況でございます。御寄附いただきましたヤマハのS6については、ギャラリーに置きまして、機会があれば町民の方にも披露して、弾いていただくという形で活用をしているところでございます。

○**議長（大原 昇君）** 2番稲垣淳一さん。

○**2番（稲垣淳一君）** その場合、ギャラリーは保管庫とは違うので、温度・湿度の条件がかなり変わると思います。

特に北海道の場合は、冬場は乾燥が強くなりますので、平成24年の寄贈でするので、かれこれ6年ぐらいたつと思うのですが、その場合、ピアノにとって乾燥は大敵でありますので、メンテナンスを保つために、あの状態でどういふパフォーマンスができるのかわからないですが、大丈夫なのでしょう。

○**議長（大原 昇君）** 教育部長。

○**教育部長（田村圭一君）** ヤマハS6の保管状況でございますが、先ほど答弁申し上げましたとおり、ギャラリーに置いているということですが、町民会館のギャラリーも空調設備が効いておりますので、保管庫ほどではございませんが、湿度・温度についてはある程度一定の水準を保っているところでございます。

加えて、湿度につきましても、毎朝ギャラリーの状況を点検いたしまして、異常がないかを確認して、管理をしているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○**議長（大原 昇君）** 2番稲垣淳一さん。

○**2番（稲垣淳一君）** 保管庫とはもちろん同じ状況ではないと理解するのですが、

そこは区別することなく、大切に使用していただきたいと思うのと、やはり乾燥がこれから厳しくなってくると思いますので、今は響板までのカバーがかかっていると思うのですが、理想の話をすれば、足元まで床まで垂れるカバーをかけるだとか、または、真冬の乾燥が強いときは、洗面器というか金だらいといいますか、そこに水を張ってピアノの下に置くだとか、そういう乾燥に対する対策を入念にいただきたい。

そうすることで、数年に1度のメンテナンスも莫大な費用がかかるかと思いますが、幾らかでもいい状態を保てるのではないかと、そういう話も聞いていますので、ぜひその辺の検討も今後していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**議長（大原 昇君）** 教育長。

○**教育長（矢萩 浩君）** ただいま貴重な御意見をいただきました。

せっかく寄贈いただいた財産でございます。寄贈された方の御意思に沿うのはもちろんのことではありますが、いろんな方法、いろんな方に意見を聞きながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○**議長（大原 昇君）** 2番稲垣淳一さん。

○**2番（稲垣淳一君）** そこで、管理ということでは、聞いた話で恐縮ですが、国産のピアノは大体工場で100%のパフォーマンスになる状態で出荷されると聞いておりますが、スタインウェイは7割から8割の状態では出荷される。

そして、今回の購入に当たって、いろんな先生方の手のおかげでいろんな弾き込みがあったりとか、ピアノの選別があったりということで、今の我が町に来ているピアノですが、北見の芸文ホールもピアノが数台置いてありますけれども、あそこは芸文ホールで音楽専門のホールなので、スタインウェイの稼働率が非常に高い。美幌は残

念ながら、ほかに演劇やいろんな芸能だとか、多岐にわたって人気のある場所なので、なかなか音楽専門に使うことはできないのは重々承知しているところでありますが、やはり完成品ではない、そのホールにおいていろんな弾き込みをされて、びほーるに合った音色がつくられていく、そういう楽器であると聞いていますので、そうであれば、ピアノの弾き込みに関しては、十二分な弾き込みをしてほしいという思いがありますし、そうされているのかということで、答えはいただいているのですが、今回、10月18日に第1回の無料体験を実施するとお答えいただきました。

大変楽しみにしているところでありますが、これは、どのような内容で実施するのか、第1回と書いてあるわけですから、年1回ではないという期待も込めて質問させていただきます。

○議長（大原 昇君） 社会教育主幹。

○社会教育主幹（松尾まゆみ君） 10月18日のスタインウェイの無料開放でございしますが、こちらにつきましては、朝10時から夕方6時まで、お1人40分間ということで時間を設定させていただきまして、10枠で開放させていただく予定でございます。

こちらにつきましては、事前予約制ということで申込みをいただきまして、申込みをいただいた方に、びほーるの舞台上で弾いていただくという形で予定をしております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） ようやく実現されるのかと楽しみなところではありますが、ここでお尋ねですが、この無料体験の趣旨、目的は、もう一度聞きますが、いろんな方にスタインウェイを舞台の上で楽しんでもらうということなのか、ですから、対象年齢が乳幼児でも弾けるのか、それなりの腕

を持った人ではないと弾けないのかということに対してはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 社会教育主幹。

○社会教育主幹（松尾まゆみ君） こちらの無料体験の目的といたしましては、ふだんグランドピアノに触れる機会が少ない方に、より身近に音楽を楽しんでいただく、びほーるへ足を運ぶきっかけとしていただく、また、舞台の上でフルコンサートピアノを弾く体験を通じて、ピアノに対する意欲の向上を図ることを目的とさせていただいております。

なお、利用につきましては、幼児・小学生につきましては、保護者の同伴ということで利用いただく形をとっておりまして、特段、利用者の制限等はしない状況です。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） もう一度、内容についてお尋ねいたしますが、幼児とか小学生、子供は関係なく、1人40分で10枠ということではありますが、例えば、子供だけだと40分間は持たないと思うのですけれど、親もついてくるので、親子で40分程度弾いて交代というイメージでよろしいですか。

それと、2回目の予定の考えがあれば、お示してください。

○議長（大原 昇君） 社会教育主幹。

○社会教育主幹（松尾まゆみ君） お弾きいただく方は原則として1人1枠とさせていただいております。受付した時間の中で、受付した方以外につきましては、御遠慮いただくということで考えております。

ただ、お1人で40分間は難しいということであれば、受付の時点でこの方とこの方が弾くという形でおっしゃっていただければ、そこは弾いていただく形で考えております。

2回目以降につきましては、今後、ホールの空き状況等を勘案しまして、できれば

次回も実施したいと思いますが、実際に今年度中にできるかどうかは、今後の検討事項ということで、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） もちろん10月18日の第1回の無料体験は、美幌町の宝物として購入させていただいたスタインウェイ、これを広くいろんな方に体験いただくという本当に素晴らしいことです。ふだん弾くことのできないフルコンピアノを弾くことによって、情操的にといいますか、いろんな感覚が湧くのではないかと思います。

ただ、私の質問の趣旨からいくと、これはこれでよいことであります。

しかしながら、弾き込みをするということになれば、低い音から高い音まで弾き込まないとピアノのパフォーマンスが上がってこないと聞いていますので、子供どか一般の方だと、大体弾く音域が決まってしまうのではないかと考えると、質問にありましたが、ボランティア、音楽講師の方とか、音大生の方を招いてというか、募集して、弾き込みに1回に2時間から3時間程度、私の考えとしては、月に2回で2時間から3時間程度の弾き込みが必要と考えていますが、それについてはどのように対応していただけるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） スタインウェイの弾き込みの関係でございますが、答弁でもお答えしておりますが、引き続き多くの方に利用させていただいて、音づくりをしていきたいという考えでございます。

その中で、実は昨日、スタインウェイの保守点検を実施していただきまして、内容について報告させていただきたいと思いますが、点検上、非常に良好な保管で状態もよいと言っていたいただいたのと、弾き込みの

関係についてもお聞きしたところ、今の状態では弾き込みについては必要ないということで、点検で回答をいただいたところでございますが、今後の状況を見ながら、稲垣議員が言われるように、ピアノの講師ですとか、実際使われる方の御意見も聞きながら、状況によっては弾き込みを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 答弁にありましたが、スタインウェイ社の専属の調律される方が来られて、弾き込みについても問題ないという話だったのでですね。

その方が購入したときから来ていらっしゃる方でありますか。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 保守点検につきましては、スタインウェイ・ジャパン北海道の特約店が札幌にあるのですが、そちらから調律師の方、きちんと資格を持った方に来ていただいて、点検、それから調律をしていただいているところでございます。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） スタインウェイ社から来ているのは理解するのですが、1台のピアノは1台の個性がありますので、理想は同じ調律の方が長年来ていただくことが、そのピアノの特性を理解して調律されると思っていますので、なるべく同じ方に来てもらうことが理想ですし、そのように、町も要望してもらえると今後のいろんなメンテ含めて、いいパフォーマンスのピアノが保たれるのではないかと考えますので、よろしく願いしたいと思います。

もう一度、弾き込みの状態がいいということはわかったのですが、2回目の状況ですが、確かに混んでいるびほ一るので、状況はわかるのですが、びほ一るを使

う場合、本番・練習・リハーサル等々でホールを使っているときに、1階の小ホールでピアノを弾くことが可能かどうかという質問であります、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 社会教育主幹。

○社会教育主幹（松尾まゆみ君） びほ一を本番・リハーサル等で使っているときに、小ホールを使うことが可能かどうかという御質問ですが、びほ一を特に本番で使っている場合につきまして、小ホールで音が出るような使い方は、お互いに音の干渉等があるとはならないということで、こちらにつきましては、申し訳ないですけども避けさせていただいているという状況であります。

リハーサル等で干渉しない状況であれば使っていただくことは場合によっては可能になると思います、現状でいきますと、安全をとってということで、びほ一を使っているときに小ホールでピアノを使うということにつきましては、特に小ホールが本番利用の形に使われるのであれば、使えない状況になっております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） もう一度言いますが、弾き込みに関しては調律の方がとおっしゃっていたのですが、それは理解するのですが、もう少し町の宝物であるピアノ、舞台の上での開放は限られるかもしれませんが、私が言いたいのは、小ホールでも開放して、広い音域で弾き込めるような講師の方にも開放して、その辺のメンテを保つということも御一考いただければと思っています。

あわせて、音大生の話ですが、音大生はこの辺にはいないですが、今回の話から少しそれるかもしれませんが、例えば、ふるさと納税だとか、美幌町の発信する移住体験だとか、そのときに、美幌に来るとおいしい農産物、肉や魚が食べられるというの

はもちろんです、美幌の体験として、スタインウェイ弾き放題ができるということ、若い方が宿泊しながらピアノを楽しもうとか、合宿で来ようということも考えられると思いますので、その辺も教育委員会に言っているのか、皆さんに聞いてもらっていますので、そんなアイデアも取り込んだ美幌町の発信をスタインウェイの弾ける町、美幌というのもアピールしてもらえればと思います、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 1点、弾き込みの話させていただきたいと思います。

稲垣議員がおっしゃったとおり、昔はピアノをつくり上げるということで、よく言われたのが7割、8割という言い方ですけど、今回スタインウェイを購入するときに、私が東京に行って、スタインウェイは、アメリカとドイツでつくっているのですけれど、アジア系は全部ドイツですけど、そこから3台用意させていただいて、その弾き比べをして、その中から一つを選ぶという作業を私はやってきました。

その中で言われたのは、今のピアノは国産もそうですけれど、弾き込みは余りしなくてもいい構造で全部つくられております。

ですから、スタインウェイの社長に言われたことは、稲垣議員が言ったように、皆さん使ってくださいということだと思っています。スタインウェイは絶対に壊れないので、小さな子から誰でもいいからどんどん使ってください。これが望むことだと思います。

ただ、音域は最初は少し弾き込みをしなければいけないですが、ある程度時期がたった場合に、特定のところで弾くと鍵盤のタッチが余りよろしくない、できれば広く使ってくれるような人が弾いてくれるのが1番いいですねと言われておりますので、弾き込みということはこだわらなくてもいいと思っています。

それからもう1点、ホールをつくったときに、私が教育長のときに関わった中でいけば、小ホールには防音をしておりますので、小ホールでも保管庫にあるピアノ、CSとかスタインウェイが弾ける形で、移動できる動線をつくっています。

ですから、ホールで使わないときに小ホールで同時に使うことは難しいという話ですけれど、それは担当者がそう言っているだけで、同時に使うことを想定してつくっておりますので、それは訂正させていただきたいと思っています。

なるべくきちんとつくれるような形だと思えますので、それだけは申し訳ないですけど、訂正させていただきたいと思っています。

いずれにしても、多くの人に使っていただくのが、私も関わった人間としての思いでもありますし、品物を納品してくれたスタインウェイ・ジャパンの社長は、まずは使ってください。壊れたら、どんなときでも直しに来ますと言ってくれていますので、皆さんで使っていただく、それから、私は教育長時代に言っていたのですけれど、美幌でスタインウェイを弾こう、そして、雄大な景色を楽しんで、リフレッシュしようというツアーをしないかという話をしている、多分これもどこかで教育委員会というより、別な形で考えていけると思っています。

本来答弁する立場ではない人間が答弁して申し訳ございません。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 今の御答弁で理解も深まりました。ありがとうございます。

今後、このスタインウェイ、もちろんスタインウェイに限らず、いろんなピアノが町民に愛されるピアノとして、これからも末永く活躍してもらえればと強く願うものであります。

以上で、ピアノの質問は終わります。

続きまして、自転車保険の義務化の考えについて再質問をさせていただきます。

最近でいけば、東京都が4月から義務化の導入が始まりました。

最初は、平成25年の約5年前に兵庫県から始まったと聞いておりますが、北海道は努力義務ということで、北海道の自転車条例にもうたっておりますけれども、なぜ今、義務化が全国で進んでいるのかということについて考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（佐々木齊君） 自転車保険の義務化の状況についての御質問でございます。

自転車対歩行者の事故、自転車対自転車の事故は、加害者となる自転車利用者が1億円近い高額な賠償を命じられるケースがあるというのが現状でございます。

このため、自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図る必要があるとして、国で有識者会議を開催しまして、その中で、義務化などを含めて検討してきたところでございます。

その中で、制度づくりは非常に困難であり、自転車の利用が阻害される恐れがあるとして、有識者会議は結論づけ、義務化する場合につきましては、自動車保険の自賠責保険のような、公的な性格の強い制度を創生することになるため、その場合、自動車のようなナンバープレートを交付するとか、登録手続や、そのために必要な費用がかかるということで一定の考え方を整理いたしまして、そのため国は、標準条例を地方自治法に基づく技術的助言といたしまして作成し、各都道府県及び政令市に通知するなどして条例を制定して、自転車保険等への加入を求めているというのが現状であると伺っているところでございます。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） もちろん我々自治

体としては、国や道の考えがベースになるのは理解するのですが、やはり守らなければならぬのは町民の生命・財産であります。

そこで、義務化は罰則がないとか、もちろんそれはわかるのですが、ただ、これは人間の弱さと言うと語弊があるのかもしれませんが、努力義務と義務化にするというニュアンスの違いは、我々聞く者にとっては義務になったというのは罰則がないとはいへ、子供たちの利用状況を調べてみようとか、離れて住んでいる子供たちはどうやって暮らしているか、そういうことが話題に上るわけです。

そういう話題にすること、答弁にありますけれども、いろんな情報発信をしているのはよく理解していますし、広報、ホームページ等々ということは私も十二分に理解をしているところでありますが、ただ、発信が子供を持つ親、保護者、もちろん自転車を利用する方たちに届いていないということが、やはり残念なことだろうと思うのです。私の調べなので、20人前後しかいませんけれども、特に中学生、高校生の子を持つ親御さんに聞いたところ、保険は学校で入っているでしょうと。けがをしたら見てもらえるのですよねと言うので、もちろん通学だとか、部活動、学校生活の中での事故について補償はするけれども、お子さんが加害者として、対自転車、対車、人に行った場合、これは多大なる賠償責任がかかってくる。5,000万円とか1億円とか、都会の話とはいえ、そういう現実が判例としてあるわけですから、そのことを伝えたと、そんなふうになっていると思わなかったという親御さんが大半でした。

また、保険に入っているという親御さんに聞いたら、車の損害保険の中の特約で、個人賠償責任保険というものがある。これは、保険屋に言われたからというものもあるし、自分の子供は落ちつきがないので気になっていただけ、そういう保険があると

いうことで加入していると。離れて大学に行ってる子供たちも保険で賄えるという話を聞いて安心していると。

でも、そんなに事故が起きているなら、改めて補償内容を見直そうかなとか、皆さん人ごとではなく自分のこととして、各人のお子さんの状況だとか、そういう保険の内容を見るにつけ、これは注意しなければ、もっと我々保護者も聞く耳を持たなければならないという話をしていました。

伝わってないのです。

だから、どうしたら皆さんの耳に入りませうかと聞いたところ、あるお母さんの話では、学校からパンフレット、チラシを受け取って、それを我々親に伝えてもらうこと。それはやっているはずですよ。

残念ながら、家族のコミュニケーションのことまで言う話ではありませんけれども、ぜひ親御さんから保護者の責任として、子供たちのふだんの自転車の乗り方、また、車検がありませんから、一度買ってしまえば、転んで何かが取れても、壊れてもわからないという状況がどうしてもあると思うのですが、やはりそこは我々も、私も自治会連合会交通安全部に長く籍を置く者としては、責任を持って子供たちを見守るといいますか、注視するというのは大事なことだろうとは思っています。

おとし、美幌神社秋季例大祭、手作り出店のところで、私たち自治会連合会の部会で子供の自転車の整列のお手伝いをするのですが、問題は帰っていくときなのです。真っ暗になっていますよね。そこで、ライトをつけて帰ってと言ったら、残念だけれど、5分の1といいたまいますか、4分の1といいたまいますか、ライトがなかったり、またはライトをつけてみてと言ってもつかなかったり、整備不良です。

そういう状況を確認するにつけ、押して帰りなさいと言うのですが、そういう無灯火で走る子は、残念ながらつい最近も見かけた経緯もありますし、その辺の日々の自

転車の点検整備も、何かもう少し我々も工夫して、子供たちの安全を守るために、もちろん自分の自転車ですから、自分がきちんと点検整備をするのがもちろんですが、その辺のチェックもしなければならないのかなど。

さらに、この損害賠償の責任保険が求められてくる。

これは、言葉はあれですけど、町もお金をかけずに子供たちの生命・財産を守るという部分では、非常に有効な、もちろんけがをされた相手方を守るということでもあります。高額な責任が絡んでくるのが最近多い状況の中、改めて、義務化に準じるといいますか、強い気持ちを持って、努力義務のさらに努力義務と義務化の間ぐらいで、もうワンランク、半歩進んだ取組はできないのかという思いがあるのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 先ほど、義務化のお話の中で、そこに至った経過を担当からお話をさせていただきました。

それにつけ加えさせていただければ、検討の背景というのは、都市部において自転車の利用がかなり多くなってきた。少し乗るといっても、例えば、仕事場に行くとか、そういう意味では本当に多くなってきた中で検討がされた。

その中では、先ほど言ったようにオートバイのように自賠責とか、そういう検討もそこまで踏み切れなかったという状況であります。

そういった中で、それぞれ都道府県に条例が定められて、結果的には国全体でできないので、地域でやろう、地域の中においても、例えば、市町村の規模によっても違うと思っています。

保険に入りなさいと義務化するというのは、一つの手法として私は否定するものではありません。

ただ、その前に今までいろいろ指摘いた

だいた、やるべきことをしっかりやった中で、これしかないというのであれば、私はやりたいと思うのです。

話のきっかけに条例をつかったから、それが条例の中で義務化をしたから、きっかけにしたいということよりも、前段の質問で言われた、自転車で人を傷つけた場合にこれだけ高額な賠償をするという部分をしっかり町としても皆さんに、できれば、義務化した条例をつくらなくてもできるような努力を私はすべきではないかと思っています。

自転車の乗り方が悪くて、交通安全部会とか自治会の交通安全の方とか、見守り隊の人が子供たちを見守るといながら、中学生の自転車の乗り方まで指導しています。

そこをきちんとして、今回いろいろ質問いただいた中においても、担当としてもそういうことを考えながら、チラシを見て、きちんと保険に入っているとか、こういうところで入っていればいいと、本人が知らないまま、加入しているかわからないということへの投げかけをしっかりとやろうと、今いろいろ計画を立てていますので、できればそれをやらせていただいて、それでも、ここまできかないとだめだということについては、また御意見いただければ、制定の判断をしたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） やるべきことをやってから、次のステップに進むのがよろしいという話かと思うのですが、私は、保険に関しては並行でやらなければいけないだろうと思うのです。

やるべきことをやっている最中に加害者になったら後戻りできませんから、これは並行して、強烈的な町の発信、もちろん保護者の、乗っている方の意識改革とか、意識づけが大事だろうということは、町長がお

っしやるところのやるべきことをやるということでしょうし、もちろん我々、自治会連合会の交通安全部会としても、強くその辺は思うところであります。

これは、次の形が保険の義務化ではなく、義務化が無理であれば、とにかく保険の大切さ、加害者たるときの悲惨さ、もちろん自分がけがをする場合もありますから、交通ルールを守るといっては至極真つ当な話ですが、そこは並行して強くやるべきことの中に、保険の加入も強く入れていくべきだろうと思っています。

これは、美幌というか、北海道の特性なのか、自転車歩道を走るわけです。歩道を走るということは、事故の確率ももちろん多いです。歩く方もいらっしやいますし。

道路交通法で歩道を走ることを認められているのが、乳幼児だとか、15歳までの生徒だとか、70歳以上の高齢者だとか、または道路に車が止まっていて、車道に膨らむのは危険なので歩道に乗るだとか、そういう細かな取り決めがありますが、見ていると無法地帯とは言いませんが、ほとんどの自転車が歩道を走っている状態であります。それがさも当たり前のようになっているわけです。

警察の交通担当の方ともお話ししたのですが、大変苦慮しているところではあると。これから我々も、保険のことも含めて、歩道の走行も含めて、事あるごとに交通安全講習会するときには、皆さんへより強く訴えていきたいと思っていますという話も、せんだってしてきたばかりであります。

町長は実践部会の長として、日頃活躍されていますが、こういう賠償保険が身近にインターネットでも入れる状況もありますので、入りやすさだとか、入らなければ大変な目に合うと、脅しということではありませんが、そういう危機感を保護者の方、乗る方に持っていただく、またその方法論

もいろいろと網羅した中で、取り組んでいければと思うのですが、そのところを強く強く求めるものであります。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、いろいろ御指摘、それから助言をいただきました。

賠償保険の加入の大切さ、これは並行してということで、そのとおりと理解しております。

当然、利用するためのマナーをきちんとするということと並行して、賠償保険の加入促進をしっかりと、直ちに町民の方に、それから、関係する人たちの協力を得て、しっかり知らしめて、自転車による事故が起きないことを望む。

それから、乗る方については、きちんとマナーを守って乗っていただくことを徹底するよう努力していきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 最後に、教育長、中学生から自転車通学が認められているところで、義務化がまだまだハードルは高いという話ではありますが、例えば、自転車通学を許可する場合、個人賠償責任保険に加入しているかどうかの有無だとか、今後の予定だとかを確認されて許可を出すだとか、そのような徹底をしていただいて、いろんな意味で町民を守る一助にいただければというのと同時に、デュアスロン大会も安全意識の高い町だということ町外の方からも見てもらえるような、そういうこちらの姿勢・態度を示していただくことによって、美幌町もいろんな意味で盛り上がるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまの御質問でございますが、1回目の答弁の中で、チラシの配布等で周知活動の充実というお話しをさせていただきました。

中学生の自転車通学でございますけれど

も、ほとんどの生徒が自転車通学をしている状況でございます。当然、申請を出していただき、許可するという形になっております。

その際に、北海道からも自転車条例に対する周知のチラシもございます。この中には、賠償保険についての記載もあります。

これも単にチラシを配布するのではなく、自転車は加害者にも被害者にもなり得るということを、安全教育の一つとして児童生徒に教えながら取り進めてまいりたいと思います。

また、デュアスロンの関係でございますが、こちらにつきましても1回目の答弁でございますように、まず確認だとか、そういったPRに努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**○議長（大原 昇君）** これで、2番稲垣淳一さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、15時20分といたします。

午後 3時09分 休憩

---

午後 3時20分 再開

**○議長（大原 昇君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

1 1番岡本美代子さん。

**○11番（岡本美代子君）**〔登壇〕 私は、さきに通告いたしました2点、3項目について質問いたします。

まず1点目、福祉行政についてです。

1点目、ひきこもりの支援について。

ひきこもりの実態把握については、令和元年第8回定例会で質問しておりますが、第3期美幌町福祉計画において、ひきこもりの問題を盛り込む予定であるとの答弁でした。第3期美幌町福祉計画に基づく具体策などがありましたらお聞かせください。

また、下記についてもお示してください。

1点目、町内のひきこもりの実態調査を行う考えはあるか。

2点目、厚生労働省は就労支援が主体でしたが、安心できる居場所づくり支援に重点を置く対策となりました。

町内にひきこもりの方が出かける場所をつくる考えはあるか。

2点目のスマート介護についてです。

高齢化が加速する中、介護を必要とする人口は、今後増加傾向が続くと考えられます。介護職の中には、腰痛などで体調を崩し、離職する方も多いと聞きます。

現在では、介護分野でのスマート化が進み、多くの企業の参入により介護ロボットなどの開発が報道されています。

町においても、スマート介護を調査研究し、施設介護や将来的には自宅介護に補助し、推進する考えはあるかお示してください。

2点目の外来種駆除についてです。

外来種アメリカオニアザミの駆除について。

令和元年第8回定例会において、外来種アメリカオニアザミの質問をしていますが、本年も8月末から9月に入り、町なかに種子が飛んでいるのを散見します。

繁殖力の強い外来種から美幌町の優良な農地を守り、次世代につなぐためにも、駆除対策が必要と考えます。

前回の質問以降、具体的な取組などがありましたらお聞かせください。

以上、2点よろしくお願ひいたします。

**○議長（大原 昇君）** 町長。

**○町長（平野浩司君）**〔登壇〕 岡本議員の御質問に答弁いたします。

なお、外来種アメリカオニアザミの駆除については、後ほど教育長から答弁させていただきます。

本年3月に策定しました第3期美幌町地域福祉計画において、制度のはざままで苦しむ高齢者や障がいのある人の孤立化防止と地域生活支援を推進項目と位置づけ、行政は地域包括支援センター、民生委員児童委員や地域で活動されている方々と連携し、

単身高齢者などのひきこもり等により、何らかの支援が必要である方の把握及び支援に努力するものとして施策に盛り込んだところであります。

お尋ねの本計画に基づく具体策等については、ひきこもり支援の推進については、精神保健福祉士や保健師によるこころの健康相談に取り組むほか、相談する場所の周知を図っているところであります。

また、ひきこもりの状態にある方や家族などから、地域包括支援センターもしくは民生部保健福祉グループに相談があった場合には、その特性を踏まえ、必要な機関につなげる取組を行っております。

関係する主な機関としましては、北海道から受託した公益財団法人北海道精神保健推進協会がひきこもり対策推進事業を実施しており、ひきこもり外来やデイケアなどにより一定の相談を経てから、医療機関だけではなく、就労支援や相談機関などの様々な社会資源につなぐ取組を行っております。

次に、御質問①の町内ひきこもりの実態調査を行う考えはあるかについてですが、ひきこもりの背景にある統合失調症やうつ病など、疾患が存在する場合も少なくなく、多彩な精神疾患が関与していることも指摘されていることから、日頃より自治会や民生委員児童委員等から情報を把握しているところでもあります。

御質問②の町内にひきこもりの方が出かける場所をつくる考えはあるかについて、現在のところ新たな居場所をつくる計画はありませんが、町内にある高齢者サロンや福祉事業所を活用していただきたいと考えております。

また、北見市においては、厚生労働省から受託したNPO法人ワークフェアがオホーツク若者サポートステーションを運営しており、管内の働くことに踏み出せない15歳から49歳までの方を対象に、コミュニケーション力の向上や職場体験を実施し

ておりますので、これらにつなげることも進めてまいります。

ひきこもり問題においては、御本人がどのような形の社会参加を望み、それに対して関係機関がどのように協力できるのかという視点から、それぞれの機関がきめ細かな対応や連携を取っていくことが重要であると考えており、様々な社会資源や人材と連携し、支援するネットワークづくりに取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、スマート介護についてですが、全国的に高齢化が進行する中、介護職員の定着支援・確保及び高齢者の自立支援の観点から、介護職員の負担軽減を図るなど、働きやすい職場環境を整備することが課題となっております。

新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効と考えられております。

北海道が実施する介護ロボット導入支援事業費補助金は、北海道から直接介護事業者に交付され、介護ロボットは日常生活支援における移乗介護、移動支援、排せつ支援、見守り、コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援を対象とし、補助率は補助対象経費の2分の1以内となっております。

御質問のスマート介護を調査研究し、施設介護や将来的には自宅介護に補助し、推進する考えはあるかについては、現在のところ、町独自の補助制度を検討する予定はありませんが、北海道が実施する介護ロボット普及推進事業の介護ロボット等研修会や需要が高い機器の無償貸与の周知に努め、介護ロボット及びICT機器の普及促進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁をいたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 岡本議員の御質問にお答えいたします。

外来種アメリカオニアザミが抱える問題などにつきましては、教育委員会としまして、広報媒体や博物館展示会などを通じて啓蒙活動を進めていくことが最適だと考えております。

今年度の取組といたしましては、4月18日から7月10日を開催期間としました博物館ロビー展、お宝見せますにおきまして、外来種アメリカオニアザミの特徴や駆除の方法、外来種が抱える問題など、展示を通してわかりやすく一般に御紹介したり、博物館が発行しています月刊情報紙グリーンレター4月号、及び博物館ホームページにおきまして、アメリカオニアザミに関するコラム文を掲載したりするなど、周知・啓蒙を図っております。

今後も、外来種アメリカオニアザミに関する生息情報の収集に努めながら、外来種が抱える問題などにつきまして、広く啓蒙活動を充実させていきたいと考えております。

以上、お答え申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） それでは、ひきこもりについてから随時質問をさせていただきます。

これは2回目ですけれども、答弁で、相談は包括支援センターや保健福祉グループにあった場合、必要な機関につなげる取組を行っているということですが、それぞれ相談件数がわかればお知らせください。

また、相談を受ける状況です。

常に仕事なので、その様子はわかりませんが、じっくり相談をする体制ができていのかどうか、その辺のところをお知らせください。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） ただいまの御質問ですけれども、相談件数でございますが、ひきこもりをされている方、もしくはその御家族の方、その方々が包括支援センターですとか、町の保健福祉グループに相談されている件数としましては、ひきこもりだけということになりますと、現在の取組としましては、地域包括支援センターで3名の御相談を受けてございます。

町の障がい福祉担当で直接受ける部分では、先ほどの3名につきましては令和元年度でございますけれども、役場の障がい福祉担当で受けている件数につきましては、令和元年度につきましてはございません。

また、仕事に相談にじっくり答えることができるのかという御質問でございますけれども、それにつきましては、地域包括支援センターの相談スペースで担当の者、また、包括支援センターだけではなく、対象の方がいらっしゃった際には、役場職員も同席して、お話を伺う場合もございますけれども、この3名の方につきましては、まずは御家庭に訪問をさせていただきまして、その中で相談を受けている状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 3名の方が相談し、そして、家庭に出向いているということですが、まず相談をするまでに、すぐに相談をできるものではない、割と根深いもので悩みは深いだろうと考えています。

前回は質問しましたので、なるべく重ならないようにしたいのですが、北海道から受託した公益財団法人北海道精神保健推進協会が、ひきこもり対策推進事業を実施しているということですが、これは札幌にあるのですよね、きっと。

北海道でやっているから、各地に、例えば北見に出先があるということではありま

せんよね。

その辺を教えてください。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） 議員がおっしゃるように、札幌に事業所がございまして、北見に派出所があるということではなくて、こちらは札幌に電話で問合せさせていただくということになってございます。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 町内のひきこもりの実態調査についてですけれども、自治会や民生児童委員から情報を把握しているということですが、先ほど相談件数を伺いましたけれども、実際にひきこもりについて、自治会や児童民生委員からどのくらい情報をいただいているのか、もしわかればお知らせください。

情報をもらった数がどのくらいあるかということです。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） ただいまの自治会、民生委員からひきこもりの方の情報を何件いただいたかという件数でございませぬけれども、近年は、直接報告を受けた件数はございませぬ。

ただ、ひきこもりではなかったのですが、例えば、高齢者が外に出て来られなくなったですとか、そういった部分で地域の民生委員、または自治会の方々が見回りをされて不審に思ったときに、役場の保健福祉グループで相談を受けまして、実際に自宅の訪問はしております。

件数は今手元にはございませぬけれども、そういった状況でございませぬので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 件数は今手元にないということでしたけれども、その数がわかれば、今日ではなくても、あしたでもお知らせいただきたいと思っております。

前回の質問のときに言いましたけれども、津別町では3年くらい前に町の中のひきこもりの実態を調査し、そして、居場所づくりにも取り組んでいます。

答弁では、今のところ新たな居場所をつくる計画はないとあります。その代わり、高齢者サロンや福祉事務所を活用していただきたいということですが、例えば、こういうところを使っていいというものがあるけれども、誰もいないところに行くわけにはいきませぬ。

今、つくってはいないけれども、既存の施設で、誰もいないところに行くことにはなりませんので、こういうところを使ってもいいよと、その代わり誰か管理者というか、そういう方がいるような状況はつくれないでしょうか。

例えば、高齢者サロンとか、福祉事務所に管理者はいるわけですが、今の状態のまま、そういう方に使用していただけるのかどうか、様子をお知らせください。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございませぬけれども、例えば、ひきこもりの方がいて、御相談があったときに、包括支援センターだったり、保健師だったり、仲介になって、既存のサロンですとか、そういったところにつなげるような、新たにひきこもりだけの居場所をつくるというものではなくて、既にあるものなるべくつなげるような取組につなげていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 今あるところにつなげていきたいということで、具体的にはどこでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） それぞれの地区で、サロン等を開いていただいている部分があると思っておりますので、そういった地域

でやっているところがまず第1段階かと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 例えば、高齢者で引き籠もっている方もいますし、余り出かけられなくなった方もいらっしゃいます。

先ほどの事例でも、そういう方を見つけたという話を聞きましたけれども、高齢者の場合であれば、集まりがあるから行ったらいいというふうに入っていけるかもしれませんが、何年か引き籠もった方がそういうところに行くというのは最初からハードルが高いと思います。

例えば、精神疾患もあって、非常に難しいこともありますけれども、私はその辺が難しいことだけに、そういう人を抱える家族は本当に困っているのではないかと思いますので、前回の答弁も、今回の答弁も余り満足はしておりません。

前回から1年しかたっておりませんので、そうそう具体的なものが出てくるとは考えにくいですが、前回の町長の話では約100人ぐらいいるのではないかと思います。

高齢者のひきこもりもありますけれども、どちらかという若い方が多い。ひきこもりで悩んでいる方に、つなぐところはいろいろあります。大体、精神保健となると道の仕事で、事業をやっているのは中心部の札幌で、札幌にはそういう居場所づくりを結構積極的にやっている。

今はネットなどで参加してつながるのであれば、それでいいですが、地元に住んでいる人がもう少し地元で優しくしてあげることができないのかなと思います。難しい問題なので、すぐにどうこうという、そういうものはあるかもしれませんが、美幌はしゃきっとプラザの1階で喫茶店もやったりしていて、すごく大きな役

割をしています。それも十分理解はしていますけれども、あそこにも出て来られない方もいますので、そういう美幌に潜在する若い力を、もしかしたら引き出せるのではないかと思いますので、その辺で苦勞していただきたいと考えています。

国も、高齢化する、そして長期化するひきこもりに対して、2020年には市町村が居場所などを実施する予算を倍増したと言われてしています。社会参加への第一歩として、昔は就労支援に重きを置いていたのが、今は居場所の整備を呼びかけています。

2019年に全国のひきこもり家族連合会が行った実態調査の結果では、居場所を利用した方のうち、居場所に来て満足、やや満足を入れると8割、9割になった。そして、参加の理由が、ひきこもりの方ですけど、参加の理由は人との出会い、交流をしたい。だから、心の中ではきっと、誰か見つけてとか、誰かと交流したいと考えているのだろうと思っています。

この実態調査をした宮崎大学の準教授は、市町村ごとに居場所が設置されれば、多くの方がアクセスできる居場所の重要性を自治体に理解してもらいたい。うちの町にはひきこもりはいないということではなく、住民の情報をもらいながら、そして、精神衛生も絡んできますので、専門性を持った方の対応が必要と考えています。

そういうところにつなぐことももちろん大切だと思いますけれども、このコロナで職を失って、もしかしたら帰ってきて引き籠もっている方がいるかもしれません。

私の知っている方は、お金に困らなかったから何年間か引き籠もっていたのですが、近所の方がおかずを持って行って、優しくして、そうしたら、3年引き籠もっていたけれど出てきたというのです。

それから地域になじんだり、仕事も意欲的にして、人が変わったように元気になった方もお聞きしていますので、美幌ぐらい

の町だからできることはあると思うのです。

専門性があるので、つなげなければなりませんけれど、つなぐという答弁を見たら、ある意味たらい回しかと受け取ったりもしましたので、全て美幌で解決できるとは思いませんけれども、このぐらいの町ならできることがあるのではないかと思いますので、その辺、すぐとは言いませんけれども、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、岡本議員から御質問をいただいて、私なりに前にお話ししたことを考えてみました。

その中で、実態調査については、数を押さえるということであれば、実態調査の状況を見れば、民生委員とか、地域に関わっている方からヒアリングをして、数を押さえていると思っています。

全体的な数の推計でいけば、先ほど100人ぐらいという話で、岡本議員からは津別の例で、前は50人いて半数が40歳以上だから、25人とすれば、大体人口が4倍だからかけると100人ぐらいで、昨年之内閣府の調査でいくと、全体で1.45%ですから、例えば、年でいけば、対象人数を計算すると大体90人ぐらいになるのです。

ですから、総数的にはひきこもりでいけば、岡本議員がお話しいただいたことと、全国で調査したことと10人の差はあるのですけれど、この中でもう1回見直したときに、1番大事なのは、皆さん広域的には100人ぐらいという話ですけれども、この中で、自室からは出るけれど家から出られないという方が、大体0.22%ですから、先ほどの国の調査を美幌に置き換えたときに、大体90人いた中でいけば、それが1.45%ですから、逆に0.22%増えると13人ぐらい、実際に今相談を受けて関わっている方が3人と考えれば、数の話

をすれば、本当にどこにも出られない人は大体10人前後かと思っています。

だから、そういう方々に対してどうするかというのは、今回も、前回と似たような答弁ではあるのですが、今御指摘いただいた美幌だからできる居場所づくりを考えてくれということで、早急にやらなければいけないという思いはあるのですが、しっかりその辺は受け止めて、1人でのよりも家族でいたときの、先ほどの例を紹介いただきましたけれど、家族の方が非常に大変な思いを一緒にしている中において、家族の方がそういうところに行くことで、まずは、ほっとして、それに合わせてひきこもっている人ということも、いろいろ調べた中で理解しておりますので、どういう形ができるか、もう少しお時間をいただきたいというのが正直な気持ちでございます。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。

こういうことを言うと、新しいことにストップをかけるようで嫌ですけど、不確かな移住定住に日本中取り組んでいるのですけれど、私は地元に住んで、例えばSOSを上げている人がいるならば、そこを救って、ひきこもりも年齢を65歳まで上げたという報道については前回言ったような気がしますけれど、潜在的には若い方が多いので、そういう方がこれから美幌の力になってくれる可能性も多いと思いますし、何よりも同じ町に住んで、悩んでいる方がいるのではないかということは、平野町長のときに何とかしていただきたいと思っています。

そして、これを誰がやっていくかということで、先ほどから地域包括支援センターとか、民生委員とか出ていますけれど、これはがっちり取り組むような方を、再任用の方でもいいし、そういう専門性でもいい

し、優しい人ならもっといいという、そういう方を1人がいいのかはわかりませんが、そういう担当を何かの仕事の合間ではなくて、がっちり取り組んでいただくような、美幌だけではなくて、隣町などと連携して何人ということでもいいと思いますので、そういうことも含めて、ぜひ平野町長のときに取り組んでいただきたいと思えます。

次に、スマート介護に入ってまいります。

スマート介護は一定の答弁をいただきましたけれども、美幌町は介護施設をやっているわけではありません。

ただ、平成19年に介護施設を移譲するという話が出たときに、確か介護保険の合計は9億円に満たなかった気がします。今は、20億円になろうとしているくらい介護を受ける方が多い、そして介護施設が町内にもたくさんできました。

私も話を聞きましたら、施設を設置する側と、実際に介護職として働く人には、これはどこでも経営者と従業員の間には温度差があるのかもしれないけれど、この3Kというか、きついとか、非常に体力的に大変だということをお聞きしています。

そして、介護職でも60歳以上の方も勤めるようになった。そういう方では力の足りないところを若い人が補う形が多いらしいです。

そうすると、体力的に若い方に負担が来て、若い方からやめるのはそこに負担がくるという話を一生懸命されている介護職の方がおりました。

美幌町は介護施設をやっておられませんけれども、美幌の高齢者を預かる場所ですので、そういうところの疲弊を少しでも軽減する形がとれないかと考えています。

先ほど答弁いただきました、介護ロボットに対して2分の1の補助があるのはもちろんわかっております。介護職の方のほう調べているのです。

今はコロナ禍ですから、中央まで出かけられませんが、展示会などが結構あるらしいです。ネットにも出ていますし、これはこういう欠点があるとか、これは改良されたとか、実際に動かしたりしているのです。

これも誰が専門的に取り組んでいくかと言ったら、行政の中では誰なのかと私は思うのですが、例えば、農業のように2分の1補助があったら、そのプラスアルファを町で少し出して、町が推進して介護職を助けるということはできるのではないかと思っています。

答弁では、北海道が実施する介護ロボットの普及推進事業の介護ロボット等研修会や需要が高い機器の貸付けと書いていただきました。実際にそういうことをやっているのでしょうか。

そうであれば、どういう事業者に、どういうものを貸しているか、わかればお知らせください。

---

#### ◎会議時間延長の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

---

#### ◎会議時間延長の宣告

○議長（大原 昇君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

---

#### ◎日程第2 一般質問

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） ただいまの展示ですとか、無償で貸付けしている介護ロボット、機器をどういったところで、どういったものかという御質問でございますけ

れども、美幌町内の介護保険事業所でも実際に利用しているという確認をさせていただいております。

どういったものかということ、パワーアシスト系ということで、腰に負担がないようなものを試しに使ってみたということをお聞きしております。

お聞きした中で、事業所名は伏せますけれども、職員の方が使ってみると、一連の介護の作業をするときに、介護を必要とされる方を抱っこしたりとか、担ぎ上げたりとか、下げたりだとか、そういった作業のときには効果的であるということですが、その次に服を着替えたりとか、それ以外の作業のときに邪魔になるということで、装着・脱着のデメリットが大きいということをお聞かせいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） それはマッスルスーツだと思うのです。着ると力が出る、力が出るけれども一々脱ぎ着が大変だと意外と評判が悪いとネットに出ています。

乗り降り、移乗という経験が私もあるのですが、1回かがんでしまった人を、後ろから抱き上げてベッドに上げるのはすごく力が入ります。

いろんなロボットが出て、1号・2号といった、1号はだめだけれど、2号はいいとか、そういうことがいろいろ言われています。

これを国も推進していて、補助も2分の1ある。ただ、これを町で少し補助して、介護現場にもっと浸透させていただきたいというのが介護職の方の希望です。

町が推進してくれて、買ってくださいといっても、高価なものですから事業所がすぐ買うわけでもない。ただ、町が推進することによって、もっと自分たちが楽になるのではないか、離職しなくて済むのではないかという話をお聞きしました。

これは町長にお聞きしたいのですけれど、プラスアルファで町が助成する、ただ、それはいろんなものを調査研究してからでなければだめかもしれません。日進月歩どんどんいいものが出てきて、介護分野のロボットにもいろんなところが参入しているということなので、もちろん町側もそういう研究をしていただきたいし、今後、団塊の世代が75歳以上になる2025年問題とか、その後のことを考えると、もしかしたら介護施設に入れなから自宅で介護をするというときに、お父さんを後ろから起こせないとか、そういう進化したものだったら、家庭の介護でトイレなどもそうですけれど、使えるものがあるのではないかということで、その辺を今後ますます研究していただけるかどうか、お聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今いろんなお話をいただきました。

町としましても、正直に言って、いろいろな施策が国から示されている部分で、こういう施策がありますということは御紹介できる状況であります。

ですから、その実態を捉まえて、何が今必要かということまではいっていない状況であります。

答弁書に書いてありますけれど、そのことをきちんと受けとめて、今紹介できるのは、国のこういう制度があるのでどうぞという話のときに、実際に使われるのは介護に関わっている方で、でも、導入するのは施設側で、この関係をどうするかと御指摘されたように、片方では使いたい、片方ではなかなかという部分があったり、あと、直接の話ではないかもしれませんが、例えば、町で委託した施設において、今まではマンパワーでやっていたものを、こういう形で機械とは言わないけれども、ICTを使ったものを代わりに置くと、持ち上げたりするときに補助用具とし

て、介護者が使うのは問題ではないでしょうけれど、例えば人と接する部分で、人が無理であれば、そういうところにロボットを使うという、そういうことをしっかり皆さんが認め合った中でやっていかなければ難しいというのは、この頃感じているところでもあります。

ですから、将来的にきちんと浸透して、事業者が一步、今以上に進めるためには町も応援すべきだということであれば、それはしっかり考えたいと思いますので、まずはその状況をしっかり把握して、施設とか介護されている方に情報として出したり、私どもでどこが対応していくかということを、これから研究させていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） 先ほど、岡本議員から民生委員から報告が何件あったかという件数ですけれども、直近では、今年7月に臨時的に調査をさせていただきましたが、75歳以上の独居高齢者の方を対象に、調査対象が1,160人でしたが、こちらの方々のうち、全く関わりがない、サービスを受けていない方々を対象としまして、民生委員に464名の確認をお願いしました。

こちらの方々に訪問ですとか、お電話ですとか、そういった形で確認をさせていただきましたが、459名の方が確認できたのですが、そこで不明だった5名につきましては、町と包括支援センターと一緒に訪問させていただく等の対応をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 先ほどの介護者が言っていることは、人の温かい手で、優しい介護をできればそれにこしたことはないけれど、日常で皆さんのお世話をすることというのは、とてもそういうことにはな

らない。力がない人よりも、よくできたロボットに優しく操作されたほうが本人も負担がないという話をされておりましたので、ぜひ、調査研究、そして、これは施設の設置者とか、先ほど町長がおっしゃったように、皆さんが同じ気持ちになって、どうしたら介護者も介護職の方もうまくいって、美幌町の介護事業が円滑に継続できるかを考えていただきたいということをお話しして、この問題は終わらせていただきます。

次に、これも2回目で、1年ぐらい前にやったのですが、アメリカオニアザミは、紫の花で背が高く、一見人目を引きませんが、固く鋭いとげを持つため、触ると大変危険です。

繁殖力が強く、もともとあった植物の生育場所を占領する可能性があり、環境省の要注意外来種に指定されています。

九州の一部を除く日本全土に広がっており、特に北海道は広がりが見られ、在来植物、畑作物、牧草と競合し、鋭いとげが家畜に害を与え、とげは数年たっても土に返らず危険であり、本町は農業が基幹産業であり、農業分野の未来に影響が大きくなるのではと私は懸念しています。

残念なことに、私が知る限りでは大通北3丁目に非常に多いです。去年も大分取ったのですが、駆除の方法として、今も綿毛が飛んでいますので、焼却処分しなければだめだということです。

前日も言いましたけれど、知床財団が一生懸命駆除をしている。美幌についても、外来種ということで、博物館の方が答弁いただいていますけれど、私は行く行くは行政の横断的対応で、農政にかかってくる問題ではないかと思っています。

皆さんどういものかわからないと思うので、今ちょうど綿毛の飛ぶ季節になってしまいましたけれども、ぜひ、目で確かめさせていただきたいと思います。

前回の答弁も今回の答弁も、住民の方に

協力していただくという大まかなことだったのですけれど、住民の方でも知識のある方はいます。そのためには注意点があるし、普通のごみ袋やボランティア袋ではとげが出て全然だめです。

住民に駆除してくださいとお願いするのであれば、専用の袋を用意したり、それから駆除したものをどこか1か所に集めて焼却処分するとか、そういう方法を取らなければならないと思います。

ですから、お願いするということが、今後お願いするためのノウハウをしっかりと確立していくのか、その辺を町長にお願いしたいと思うのですが。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまのアメリカオニアザミの関係でございますけれども、前回同じような答弁をさせていただきました。

また、ただいま岡本議員から、大通北3丁目に多いというお話もいただいて、私も現場を確認させていただいております。岡本議員がおっしゃるように、確かにとげがございます。どのような方法で処分したらいいのか。例えば、とげを取ってから袋に入れたいとか、そういう細かい話は博物館で専門的な知識がございます。そういったところで、相談いただければ情報提供させていただきたいと思っておりますし、1回目の答弁でもお答えいたしました。グリーンレターで特集を組ませていただきました。なかなか1回では浸透すると思っておりますので、広報とかいろんな場面を通じてPRしていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 北3丁目にあつて、私も肩身の狭い思いをするのですが、去年は取ろうとして取れなかったのです。そして、今年も春先に誰かが取ろう

として挑戦した跡がありました。でも、途中で諦めていて、今の状態になっているということで、誰が駆除してくれたのだろうと思ったのですが、やはりその人も余りに痛くて途中で諦めてしまったようです。袋に入れても出てくるという感じです。

美幌は農業の町と言われて、優良な土地をいただいています。

ただ、外来種だからというよりも、これが綿毛でどんどん飛んで、根っこでも綿毛でも増えるとなれば、町の中は今の人口だからどうにかできるかもしれない。もっとも人口が減ったら、そういうものに占領されてしまうのかもしれないとも思います。

自分たちが引き継いだこの優良な農地を、次の世代にも引き継がなければならないと考えていますので、それは博物館だけの問題ではなく、農業全体として見ていただきたいと思っています。今、アフリカのほうでは、サバクトビバッタが猛威をふるって、バッタが飛んでいったところは何もなくなるという異変が起きていますけれど、私たちが住民に知らしめて協力していただくのはもちろんですが、どういう仕組みをつくって、協力していくかということをしっかり確立していただきたいと思っています。

そうしたら、自治会でも年に2回ぐらいの一斉清掃があるときに、これだったら根っこから駆除しなければだめだとか、十分わかっただけなのではないかと思っておりますので、その辺をしっかりと対策をとっていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいま農業の関係のお話がありました。

昨年質問をいただいて、その後、農業関係、例えばJAとか、農業改良普及センター、こちらにもお話をお聞きした中では、美幌町内では、農地であった場合、農家の土地の所有者が処分している。さらには、

除草剤等に対応している。実際に除草剤が効かないとか、繁殖して困るという話は現在のところはない状況です。

しかしながら、今後そういったことが全くないとは限りませんので、日々、博物館から広報媒体等を通じて情報提供をするとともに、担当レベルでも意見交換をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） これで、11番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

---

#### ◎散会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後 4時15分 散会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員